

案

平成 30 年 12 月〇日

国立大学法人北海道教育大学長 殿

国立大学法人北海道教育大学
教員養成改革推進外部委員会
委員長 名 子 学

国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会規則（以下「規則」という。）第 4 条第 2 項に基づき、別添の意見を報告します。

なお、この報告は平成 27 年 11 月 27 日付北教大教第 73 号で要請のあった事項にかかる最終の報告となるものです。

別添

国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会
規則第4条第2項に基づく意見（報告）

平成30年12月〇日

はじめに

平成 25 年 12 月、国立大学は国によるミッションの再定義が行われ、そのなかで「北海道教育大学は、教育委員会等との連携等により、義務教育諸学校に関する教員養成機能における北海道の拠点的役割を目指すことを基本的な目標とし、教員養成の基礎となる専門性を重視するとともに、実践型教員養成機能への質的転換を図り、我が国の学校教員の質の向上に貢献する。」こと、「大学に教育委員会の幹部職員や公立の連携協力校の長等が構成員となる常設の諮問会議を設置し、学部や大学院のカリキュラムの検証、養成する人材像、現職教員の再教育の在り方などについて定期的に実質的な意見交換を行い、教育への社会の要請を受け止め、その質の向上を図る。」ことが求められた。

これを受けて北海道教育大学（以下、「大学」という。）は、平成 27 年 10 月 29 日に、学長の下に教員養成改革推進外部委員会（以下、「本委員会」という。）が設置され、教育への社会の要請を受け止め、その質の向上を図ることとされた。

本委員会は、平成 27 年 11 月に学長の要請を受け、4 年の期間を設けて「平成 27 年度教員養成課程における実践的教員養成の状況及び現職研修プログラム開発への参画について」意見を報告することとなった。平成 27 年 11 月に第 1 回委員会の開催し、平成 30 年 12 月までに延べ 21 回の委員会を開催しました。委員会は、毎年、委員会が定める「観点」にかかる点検報告を大学から徴し、授業視察も織り交ぜて評価を行い、これに基づく意見を報告し、大学がこの意見に対応して改善を進めることとした。これまで 3 回の意見の報告を行い、大学の対応について意見交換を行い改善に着手されているところである。

このたび、これまでに報告した意見への対応状況を総括し、学長の要請にかかる最終の報告を行うこととした。

学校教育にかかわる多様な分野の者が、自らの観点に基づく大学の点検情報をもとに行われたこの報告は、非常に実際的な性質を特色としているところであり、このことがミッションの再定義で求められた実践的教員養成に貢献できることを、切に願うものである。

目次

1	意見の目的	・・・ 1
2	本委員会の意見に対する大学での実現状況等と評価	
(1)	要請区分 A 平成 27 年度教員養成課程における実践的教員養成の状況	
①	平成 27 年度点検項目に関する実現状況と評価	
○A-27-1	自ら課題を追究し、情報を取捨選択しながら、自分で考え、粘り強く問い続ける姿勢を育む授業が行われているか。	・・・ 2
○A-27-2	学級経営や学校経営に関する授業に現場経験の豊富な教員による指導が行われているか。	・・・ 4
○A-27-3	一般的な社会人としての常識や他と協働しながら問題を解決するための基礎的な知識・技能・態度を培う授業が行われているか。	・・・ 7
○A-27-4	地域社会との連携にかかる実践的教育が行われているか。	・・・ 9
○平成 27 年度	1) 授業・教育課程	・・・ 12
○平成 27 年度	2) 養成する人材像	・・・ 14
○平成 27 年度	4) その他	・・・ 17
②	平成 28 年度点検項目に関する実現状況と評価	
○A-28-1	授業を進める上で最低限必要となる知識・技能の習得が行われているか。	・・・ 24
○A-28-2	特別な支援を要する児童生徒に適切に指導できるための基本的な知識・技能を培う授業が行われているか	・・・ 26
○A-28-3	小学校外国語活動の指導についての基礎的・基本的な知識・技能を培う授業が行われているか。	・・・ 28
○A-28-4	小学校と中学校の接続を意識したカリキュラムの編成及び免許取得が行われているか。	・・・ 30
○平成 28 年度	1) 授業・教育課程	・・・ 32
○平成 28 年度	2) 養成する人材像	・・・ 34
③	平成 29 年度点検項目に関する対応と評価	
○A-29-1	教育者としての倫理を身に付ける教育が行われているか。	・・・ 36

○A-29-2 新任教員として、今学校現場にある下記の課題をよく理解し取り組むことができる、実践的教育が行われているか。	・・・38
○A-29-3 生活の乱れ、いじめ及び不登校にかかる生徒指導を実践できる基礎的な技術を身に付ける教育が行われているか。	・・・43
○A-29-4 実践力ある初任教員の養成のために、学校現場の課題（観点A-29-1～3を含む）に向かい合った教育実習を構築できているか。また、教育実習の前後を通じてこれらの課題へ対応できる資質、課題の理解及び指導技術の向上を継続しているか。	・・・45
○平成29年度 1) 授業・教育課程	・・・49
○平成29年度 2) 養成する人材像	・・・51
 (2) 要請区分B 現職研修プログラム開発への参画について	
①平成27年度点検項目に関する実現状況と評価	
○B-27-1 学校経営、危機管理、国際理解、人間尊重の教育の指導についての基礎的・基本的な知識・技能を培う研究が行われているか。	・・・52
○平成27年度 3) 現職教員の再教育の在り方	・・・54
②平成28年度点検項目に関する実現状況と評価	
○B-28-1 学校現場におけるICTを活用した授業方法の研究が行われているか。	・・・56
○B-28-2 専門分野や教授法の最新の研究成果が現職教員の支援に還元されているか。	・・・57
○平成28年度 3) 現職教員の再教育の在り方	・・・59
③平成29年度点検項目に関する対応と評価	
○B-29-1 学校現場の調査により学校現場にある種々の課題を明らかにし、課題に対応した現職研修プログラム等の研究や開発が行われているか。また、現職研修等への支援が行われているか。	・・・60
○平成29年度 3) 現職教員の再教育の在り方	・・・63
 3 各点検項目の評価を踏まえた本委員会の意見のまとめ	・・・66

1 意見の目的

- ・実践的教員養成について、北海道教育大学は、中期計画で、ステークホルダーである教育委員会・学校現場が、現在、教員に求める力とは何かを取り込むことにより、より実践的力を身に付けることで質の高い教員養成を図るとし、その成果により採用率を向上することをねらいとしている。したがって、本委員会では、これまで明示した教育委員会・学校現場が教員に求める力について、教員養成における実現状況を具体的に検証し、意見を述べている。
- ・また、現職研修への参画について、ミッションの再定義では「○ 附属学校等と協働して学校における実践的課題解決に資する研究活動を行うとともに、免許状更新講習の実施、教育委員会等が行う現職教員研修のプログラム開発、校外研修への組織的な参画により、我が国の教員の資質能力向上に寄与するなど、教員の研究活動等を通じて積極的な社会貢献活動を行う。」ことが求められている。今後、継続して教育委員会・学校現場が大学と連携して現代的研修課題を作り出すことが社会的に求められる状況にあることから、本委員会は、教育委員会・学校現場との連携を産み出しやすくするために大学が組織的に行うべきことについて意見を述べている。
- ・そして、その際、実践的教員養成と現職研修への参画について、ミッションの再定義が「教員養成機能における北海道の拠点的作用を目指す」ことが求められていることから、大学が示した対応を、北海道の教育の現状を十分認識した上で取り組まれているかとの観点から振り返り、今後の課題を提示している。
- ・本委員会は、これらの意見に応える教育研究の実現を図ることが、北海道教育大学の教員養成改革やミッションの達成に寄与することとなるとの考えから、最終の意見を取りまとめた。

2 本委員会の意見に対する大学での実現状況等と評価

(1) 要請区分A 平成27年度教員養成課程における実践的教員養成の状況

上記要請区分について、平成27・28年度に実施した点検及び評価の観点及び授業・教育課程及び養成する人材像等にかかる意見ごとの実現状況並びに本委員会の点検及び評価のまとめ(平成30年2月28日分)に対する対応(案)を確認し、評価を述べる。

①平成27年度点検項目に関する実現状況と評価

○A-27-1 自ら課題を追究し、情報を取捨選択しながら、自分で考え、粘り強く問い続ける姿勢を育む授業が行われているか。

(大学での実現状況)

- ・平成28年度以降、学生便覧に「授業科目の内容等による科目区分及びその目的」と「教育課程の構造」を掲載し、カリキュラムの体系を周知している。(27対応施策1)※
- ・平成31年度教育課程については、科目ナンバリングやカリキュラム・ツリーにより教育課程の体系性・系統性・順序性等カリキュラムの構造の明確化を図るとともに、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーのどの観点を満たすかを明示することとした。これらの取組により、学校現場の課題を確認し、課題を解決する基本方策が身に付く教育課程編成を行っていくこととしている。(27対応施策1)
- ・シラバスに「科目区分」欄を新設し、当該科目の位置付けを明示した。これにより、学生便覧に掲載された「教育課程の構造」における当該科目の位置付けをつかめるようになった。また、当該科目の学びを通して到達すべきディプロマ・ポリシーを示す「対応するディプロマ・ポリシー」欄を新設し、教育課程の体系を学生自身が自覚して科目を履修できるようにした。(27対応施策2)
- ・電子ポートフォリオにおいて、その時点までの大学での学習履歴をまとめた

※ 文中の(#対応施策#又は#現状)の表示は、当該文章の出典となる対応状況点検シート(対応施策別)の対応施策番号を記載。

個人総括表が表示されている。半期ごとの振り返りの機会において、学生指導教員とともに学習履歴を確認し、省察を行っている。(27対応施策4)

(本委員会の評価)

大学での実現状況から、

- 全ての学生が「大学教育情報システム」にアクセスし、自己の電子ポートフォリオにおいて半期ごとに学生指導教員とともに学習履歴を確認し省察し、次期の課題を明確にして学習計画の策定に臨む環境を構築している。
- すべての学生が自身の学習計画を行う際に必携となる学生便覧に、カリキュラム・ポリシーが明示され、そこで選択しようとする授業が属する「科目区分」において目的が確認でき、併せて「教育課程の構造」において関連する「科目区分」を確認できるようにして、自らの課題追求のための授業選択をしやすい環境を構築するとしている。
- 平成31年度以降の教育課程においては、科目ナンバリングやカリキュラム・ツリーを導入し、教育課程の体系性・系統性・順序性をより明確化し、学校現場の課題を確認し、課題を解決する基本方策が身に付く工夫を行うとしている。
ことが確認される。

以上のことから、学生は自らの課題を確認することが可能となっており、課題を追求するために必要な授業を選択し学習することが可能となっており、それが学年の進行に沿って進められる中で問い続ける姿勢や考え方が育まれると判断でき、当該観点を満たす取組が行われている。

○A-27-2 学級経営や学校経営に関する授業に現場経験の豊富な教員による指導が行われているか。

(大学での実現状況)

【札幌校】(27現状)

- ・「教職論」(2単位)を、「基礎実習」(1単位)と関連させ1年次必修科目として開設し、現場経験豊富な教員による指導を行っている。「教職論」においては、校長経験者に「教員の職務内容」や、「特別支援学校の取組」に関して講演を依頼している。
- ・「基礎実習」では、附属学校や近隣小中特別支援学校の協力を仰ぎ、校長講話や授業観察(学級担任による授業に関する講話を含む)、発問や掲示物の意図等に関する質疑、児童生徒との交流を実施している。
- ・「教職論」は、受講生の教職観を育むと同時に、「基礎実習」の事前事後指導の場となっている。
- ・また「教育フィールド研究Ⅰ・Ⅱ」(計4単位、1～4年次選択)において、年度末に1年間の学校支援ボランティアを振り返り、理論との往還を目指すレポート発表会を実施している。
- ・2年次生を対象に「学校経営と学級経営」(2単位、選択必修)の講義が開設されている。これにより、学生のマネジメント能力の向上が図られている。なお、当該科目は平成31年度に「教育の制度と社会」と統合され、「教育の制度・経営と社会」(2単位)として、必修科目で設置される。(3キャンパス共通)

【旭川校】(27現状)

- ・「教職論」(2単位)は、1年次必修科目として開設されており、2年次の「基礎実習」(1単位)に向けて受講者が教師の仕事の全体像を掴むとともに、自らの教育観を育む場となるよう位置付けられている。また、現職校長が「期待される教師像」について、小学校教諭が「教師の仕事と家庭・地域」について、中学校教諭が「教師の仕事・学校の仕事」について、特別支援学校教諭が「特別の支援を必要とする子どもたち」について、附属学校園教諭が「子どもたちとどう向き合うか」について、各1回ずつ講義を行っている。
- ・「教育課程と教育方法」(2単位、2年次必修)は、初等クラスについては、豊富な現職経験を有する教員が実施し、中等クラスについては、現職経験を有していない教員が実施している。そうすることにより、実践的な内容と理論的な内容との両面から「教育課程と教育方法」について理解を深める場を設けている。

- ・「教育実習事前事後指導」（1単位，3年次必修）では，附属学校や近隣小中学校の協力を仰ぎ，道徳教育，児童・生徒の観察の仕方，生徒指導の方法，特別活動の指導，学級経営についてより実践的な内容の講義を行っている。

【釧路校】（㊦現状）

- ・釧路校では，「学校経営と学級経営」（2単位，3年次選択必修）の担当教員は，当初はゲストティーチャーとして，現職教員を招くなどの工夫を行っていたが，非常勤教員の削減指示が本部・釧路校から強く出されたこと，現場の教員の派遣に必ずしも現場が好意的でないことから現職の教員を呼ぶことが困難になってしまい，現在では現場経験のない教員が担当している。また，「学級経営や学校経営」に関する内容は，上記科目以外にも「教育課程と教育方法」（2単位，2年次必修），「教育相談の理論と方法」（2単位，2年次必修），「道徳の指導法」（2単位，3年次必修）など様々な科目で学校経営や学級経営に触れている。例えば，「教育相談の理論と方法」や「道徳の指導法」などでは，「いじめ」について扱う。児童生徒への個別的な対応を取り上げることはもちろんであるが，いじめを許さないという雰囲気を作り上げるためには，学級経営についても一部触れなければならないし，学校としていじめ防止を掲げるのであれば，学校経営にも踏み込まざるをえない。これらの科目は，教職経験者，校長退職者，スクールカウンセラーなどの専門能力スタッフを経験した現場経験豊富な教員によって指導が行われている。

（本委員会の評価）

大学での実現状況から，

- ・学級経営や学校経営に関する授業として「学校経営と学級経営」があり，現場経験豊富な教員が担当している。
- ・3 キャンパス共通として，「学校経営と学級経営」は選択必修であるが，平成31年度以降の教育課程から「教育の制度と社会」と統合され，「教育の制度・経営と社会」（2単位）を必修科目としている。
- ・学級経営や学校経営の内容を一部扱う授業科目や実践的内容を含む，「教職論」，「教育実習事前事後指導」，「教育課程と教育方法」，「基礎実習」，「教育相談の理論と方法」，「道徳の指導法」，「特別の支援を必要とする子どもたち」について，現場経験の豊富な教員やスクールカウンセラーの経験をもつ教員が担当している。
ことが確認される。

以上のことから、学級経営や学校経営・その他の科目において、現場経験の豊富な教員による実践的内容を意図的に取り込んだ授業が開設されていると判断でき、当該観点を満たす取組が行われている。

○A-27-3 一般的な社会人としての常識や他と協働しながら問題を解決するための基礎的な知識・技能・態度を培う授業が行われているか。

(大学での実現状況)

- ・平成 27 年度教育課程について、平成 28 年度学生便覧に「授業科目の内容等による科目区分及びその目的」と「教育課程の構造」を掲載し、カリキュラムの体系を周知した。平成 31 年度教育課程については、学校現場の課題を確認し、課題を解決する基本方策が身に付く教育課程編成を行っている。さらに、科目ナンバリングやカリキュラム・ツリーにより教育課程の体系性・系統性・順序性等カリキュラムの構造の明確化を図るとともに、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーのどの観点を満たすかを明示する方向で検討を進めている。(27対応施策1)

【札幌校】(27対応施策1)

- ・「倫理・人権」(2単位)を1年次の必修科目として開設している。「倫理・人権」は3~4週間を1サイクルとして行われる。1~3週目に、講演を聴き、講演者からのレポート課題を仕上げる。最終週には、講演者により示されたディスカッション・ポイントに即し、所属分野ごとに指導教員の指導の下、討論を通して講演内容の理解を深める。例えばデートDVの講演では、受講生同士のロール・プレイングを通して他者理解が目指される。所属分野ごとの討論では、同じ問題に対し異なる立場を有する受講生同士が、対話を通し、立場が異なる理由をつかみ、そのうえで問題解決に向かう姿勢を学んでいる。

【旭川校】(27対応施策1)

- ・「倫理・人権」(2単位)を1年次の必修科目として開設している。8回の講義を行い、講義者により示されたディスカッション課題について、グループディスカッションを6回それぞれの専攻で行い、その後、コメンテーターを招いて全体としての意見交換を行っている。そして、最後に全体を踏まえた演習をそれぞれの専攻で行っている。

【釧路校】(27対応施策1)

- ・1年次に必修科目として「倫理・人権」(2単位)の授業を実施し、社会人としての常識や倫理感の育成に努めるとともに、1年次から「新入生研修」のほか、「教育フィールド研究I」(2単位、1~3年次必修)など学校現場、社会とつながる科目を取り入れ、事前指導で社会人としての礼儀などについて

て手厚く指導するだけでなく、これから自分たちが訪れる学校はどんな学校かどんな子どもたちがいるのかなどグループで考えさせる内容も取り入れてきた。平成31年度からは、これらに加え、領域横断型の授業である「プロジェクト研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」（ⅠとⅡ：計2単位，1～4年次必修。Ⅲ：1単位，1～4年次選択）を開講し，学生同士が議論し，様々な教育課題に対応するために自分で考え，粘り強く問い続ける姿勢を育めるようにする。

（本委員会の評価）

大学での実現状況から，

- ・ 学生便覧から「科目区分」の「共通基礎科目」にある「倫理・人権」を1年次に必修科目として，教師を目指す学生に必要な基本的・社会的知識とコミュニケーション能力の取得を実施している。
- ・ 授業は，講義のほかグループディスカッション，意見交換，ロール・プレイングにより構成され，アクティブ・ラーニングの要素を取り入れ実施している。
- ・ 釧路校では「新入生研修」や「教育フィールド研究Ⅰ」において，社会人としての礼儀などについて指導している。
- ・ 平成31年度以降においては，新たな「科目区分」の「教育の基礎的理解に関する科目」，「道徳・生徒指導等に関する科目」においても，当該知識・能力の取得を可能としている。
ことが確認される。

以上のことから，倫理・人権を理解し，これをベースとして他者との協働を図ろうとする姿勢・態度・技能が教授されていると判断でき，当該観点を満たす取組が行われている。

○A-27-4 地域社会との連携にかかる実践的教育が行われているか。

(大学での実現状況)

- ・ 現行の「学校支援ボランティア活動（教育フィールド研究Ⅰ・Ⅱ）」「へき地校体験実習」により、教員養成教育と地域社会とのかかわりをより具体化していくためのカリキュラムが整備されている。(27対応施策11)

【札幌校】

- ・ 「教育フィールド研究Ⅰ・Ⅱ」（計4単位，1～4年次選択）を開設し，約160名の学生が，小中学校において学習支援・特別支援ボランティア，部活動指導員のサポート，定時制高校や児童養護施設における学習支援ボランティアを行っている。児童生徒の長期休暇中には，宿泊を伴う北海道教育委員会主催の学習支援サポーターに，約30名の学生が応募している。(27対応施策1)
- ・ 「学校支援ボランティア活動（教育フィールド研究Ⅰ・Ⅱ）」（計4単位，1～4年次選択）では，希望学生が札幌市内及びその近郊の小学校・中学校・高等学校（定時制課程）・養護学校において，児童生徒の学習支援を行っている。また，「へき地校体験実習」（北海道内約20市町村，小中学校約40校）は，地域社会と学校教育とのかかわりや，地域社会における学校の役割などの視点を獲得する学びの機会となっている。これらの実習で養われる視点は，札幌市などの都市部の小中学校を「地域社会」という枠組みから捉え直す視点にも繋がっている。(27対応施策11)

【旭川校】

- ・ 「教育フィールド研究Ⅱ」（2単位，1～3年次選択）を開設し，小中学校において学習支援・特別支援ボランティア，部活動指導員のサポート等を行っている。(27対応施策1)
- ・ 「教育フィールド研究Ⅰ（地域教育支援活動）」（2単位，1年次選択）では，市内の様々なボランティア団体・市役所・NPO法人・JA等と連携し，学生達が地域の人々と共に，様々な支援を行っている。活動先は，旭川市科学館，公民館，図書館，旭川市総合体育館，子ども農業体験塾等多岐に渡っている。(27対応施策11)
- ・ 「教育フィールド研究Ⅲ（学校教育支援活動）」（2単位，1～4年次選択）では，旭川市内及び近郊の小学校・中学校において，学習支援活動等を行っている。この活動は，旭川市教育委員会との学生ボランティア派遣事業としても行われ，科目外（単位外）で，活動を行っている学生も多く，ここ数年は

延べ 200 名前後の学生が参加しており、学生の中には現場から戦力として高い評価を受ける者もいる。(27対応施策 11)

- ・ 全員必修の「教育実習事前事後指導」(1 単位, 3 年次)の中で, 小規模校の参観実習を取り入れており, 小規模校の特色や地域社会とのかかわりを学ぶ機会となっている。(27対応施策 11)
- ・ また, 参加人数は限られているが, 「へき地校体験実習」は, へき地・小規模校における教育実践から, その地域に根差した教育の在り方, 地域社会と学校とのかかわり等, 多くのことを学ぶ機会となっている。その他, 地域教育連携として, 主に相互協力協定を締結している自治体(枝幸町・浜頓別町・中頓別町)からの学生派遣依頼に基づいて, 教育フィールド研究Ⅲ・教職実践演習とリンクさせて, 子ども達の学習指導, 学生プログラムによる授業等を行い, 教員としての実践力強化に結び付けている。(27対応施策 11)

【釧路校】

- ・ 「倫理・人権」や「教育相談の理論と方法」(2 単位, 2 年次必修)など複数の科目で, 外部の専門家として, NP0 法人の職員や保健師の方, 少年鑑別所の職員の方に来ていただくなど, 学校現場と関わってくる地域の専門家の話を聞くことで, 地域社会との連携に関する教育を行った。平成 31 年度からは, これらのことに加え, 地域学校教育実践専攻という新しい専攻を開設することにより, 1 年次から小学校・中学校の学校現場で学ぶ「教育フィールド研究」を充実させ, 更に地域の諸活動や自然環境と深く関わりながら実践力を身につけることができるようにする。(27対応施策 1)
- ・ 平成 27 年度までは, 1 年次から「新入生研修」でへき地・小規模校の様子を見学したり, 1 年次後期と 2 年次前期に行われる「教育フィールド研究Ⅰ, Ⅱ」(計 4 単位, 必修)で毎週金曜日に学校を訪問し児童生徒の様子や授業の様子を観察するなど, 2 年生前期の時点で現場の空気を肌感覚で理解させている。(27対応施策 11)
- ・ 加えて, 「教育フィールド研究Ⅶ」(2 単位, 3~4 年次選択)では, 道東地域体験として地域の酪農家に本学の学生が 1 泊する実習を行い, へき地小規模校がある地域の産業についての理解を深める実習も行っている。(27対応施策 11)
- ・ 「へき地校体験実習Ⅰ, Ⅱ」(計 4 単位, 2~3 年次選択)では, へき地校に 2 週間泊まりがけで実習に行くことで複式授業についての理解を深め, 実際に複式で授業を行う体験している。(27対応施策 11)
- ・ また, 「実践力を育む地域貢献連携力」を育むために, 釧路校に「地域教育連携委員会」を組織し, 新入生研修をはじめとした地域の学校との連絡調整な

どを行ってきた。平成 27 年度から釧路町立昆布森小学校と、平成 30 年度からは釧路市立山花小学校と連携に関わる覚書を締結しており、へき地複式教育の新たな可能性や教育内容の充実に向けた研究に取り組んでいる。平成 31 年度からは、地域学校教育実践専攻という新しい専攻を開設することにより、これまで以上に「へき地・小規模校」教育に焦点を当てた教員養成を行っていく予定である。(27対応施策 11)

(本委員会の評価)

大学での実現状況から、

- ・学校支援ボランティア活動を授業化し、学習支援・部活動支援を通じて地域社会との連携を理解する教育を実施している
- ・「へき地校体験実習」において、へき地における地域社会との連携を理解する教育を実施している。この取組は都市部の小規模校における連携に示唆を与えるものとなっている。
- ・社会教育施設・農業での体験を授業化し、地域社会との連携を理解する教育を実施している。
- ・釧路校において、平成 31 年度から、地域学校教育実践専攻を新たに開設し「へき地・小規模校」教育に焦点を当てた教員養成を行うこととしている。ことが確認される。

以上のことから、学校と地域社会との連携を理解するための、学校現場等を授業の場とする実践的教育が行われていると判断でき、当該観点を満たす取組が行われている。

○平成 27 年度

1) 授業・教育課程

- ・ 授業科目に、観点を満たすための内容の不足があると考えられた。
- ・ 授業科目間の関連（履修方法を含む）が充分ではなく、学生に当該観点にしめず教育が行き渡っていない点があると考えられた。
- ・ 受講の順序性やカリキュラムの構造について、教育的効果から再検討すべき点があると考えられた。

(大学での実現状況)

- ・ 平成 27 年度教育課程について、平成 28 年度学生便覧に「授業科目の内容等による科目区分及びその目的」と「教育課程の構造」を掲載し、カリキュラムの体系を周知した。平成 31 年度教育課程については、後述の⑳対応施策 3 の取組を通じ、学校現場の課題を確認し、課題を解決する基本方策が身に付く教育課程編成を行っている。さらに、科目ナンバリングやカリキュラム・ツリーにより教育課程の体系性・系統性・順序性等カリキュラムの構造の明確化を図るとともに、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーのどの観点を満たすかを明示する方向で検討を進めている。(⑳対応施策 1)
- ・ シラバスに当該科目と関連する科目を記述する欄「関連する授業科目」を新設し、科目間の相互関係を明らかにした。(⑳対応施策 2)
- ・ 科目ナンバリングやカリキュラム・ツリーにより教育課程の体系性・系統性・順序性等カリキュラムの構造の明確化を図るとともに、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーのどの観点を満たすかを明示する方向で検討を進めている。(⑳対応施策 5)
- ・ 総括チームの提言を受け、平成 31 年度教育課程において、カリキュラム・ツリー及び科目ナンバリングを導入し、カリキュラムの全体構造と各授業科目の位置付けが理解できるように改善を行う予定である。(⑳対応施策 6)
- ・ カリキュラムの構造、すなわち、授業科目間の関連性や順序性が明確となり、学生にディプロマ・ポリシーの各観点に示す教育を行き渡らせることが可能となる。(⑳対応施策 7)

(本委員会の評価)

大学での実現状況から、

- 平成 28 年度以降の学生便覧に、「授業科目の内容等による科目区分及びその目的」と「教育課程の構造」を掲載し、授業科目の目的と授業科目間の関連を明示している。
- 平成 29 年度以降のシラバスから、「科目区分」、「対応するディプロマ・ポリシー」及び「関連する授業科目」の欄を設け、科目間の相互関係がより明確に把握できるように変更している。
- 平成 31 年度以降の教育課程からは、授業がディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーのどの観点を満たすかを明示するとともに、科目ナンバリング及びカリキュラム・ツリーを導入し、教育課程の体系性・系統性・順序性等を実現する編成と見える化を図ることとしている。
ことが確認される。

以上のことと前記観点 A-27-1・3・4 の評価から、観点を満たす授業が開設され、カリキュラムの構造、科目間の関連及び履修順序並びにこれらの見える化が図られる教育課程が編成されていると判断でき、当該意見を満たす取組が行われている。

○平成 27 年度

2) 養成する人材像

- ・実践的指導力を備えた教員養成を目標としているが、学校現場の実際を取り入れた授業が充分でない点があると考えられた。また、今後、学校と地域の連携が一層重要になることを踏まえ意図的に学生が地域と「関わる力」を育成することが必要と考えられた。

(大学での実現状況)

- ・科目ナンバリングやカリキュラム・ツリーにより教育課程の構造の明確化を図るとともに、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーのどの観点を満たすかを明示することとした。これらの取組により、学校現場の課題を確認し、課題を解決する基本方策が身に付く教育課程編成を行っていくこととしている。(27対応施策3)
- ・従来の教科教育・教科専門という区分を超えて教科内容学や教員養成学の視点を追究することにより、教員養成カリキュラムにおける「専門性」の意味を再検討し、実践的指導力を備えた教員養成カリキュラムづくりを現実化していくための仕組みが整いつつある。(27対応施策8)
- ・大学では、教育委員会等との連携を推進するための窓口を一本化し、緊密に情報交換できる窓口となる地域連携推進室を平成30年4月に設置した。さらに、教員養成課程における教育、研究の特色を生かした社会貢献・地域連携を推進することを目的に、平成30年3月に大学戦略本部を設置し、同戦略本部の下に研究戦略チーム及び社会貢献・地域連携チームを設置した。これまでに北海道教育委員会との協議の下「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」及び「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」を開催している。これらの協議を通じて北海道教育委員会等の要望を踏まえた教育課題(「子どもの学力・体力」「いじめ等」の問題)に関する研究等を推進することとしている。また、キャンパス毎に以下の特色ある取組を行っている。このことにより、今後、学校と地域の連携が一層重要になることを踏まえ、意図的に学生が地域と「関わる力」を育成する機会を設けている。(27対応施策9)

【札幌校】

地域との連携を図ることを目的とした科目として「教育フィールド研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ」(計6単位、1～4年次選択)が設置されており、それにより、

- ・図書館，文学館，博物館，科学館，美術館，体育館，音楽ホール，動物園などにおける支援活動
- ・地域子ども会の文化的，体育的行事など，少年団体への支援活動
- ・自然保護や国際交流，スポーツイベントなどへの支援活動
- ・郷土芸能の継承活動や登下校時の安全パトロールなどへの支援活動
など，地域に根ざした活動のみならず，様々な研究課題とも密接に結びついた教育活動を実践することが可能となっている。

【旭川校】

平成 8 年に「より良い教育をすすめることを目的」として，本校の教員と附属学校園の教員とが中心となって「北海道教育大学旭川実践教育学会（現在は日本学校教育実践学会）」を組織し，活動を行ってきている。これらの研究成果を教育課程に反映させ，学校現場の実際を取り入れた授業がなされている。

「教育フィールド研究Ⅰ（地域教育支援活動）」（2 単位，1 年次選択）として，旭川市科学館，公民館，図書館，旭川市総合体育館などへ支援を行っている。また，地域教育連携として，道北地区へのボランティア，フレンドシップ事業等，種々の活動を行っている。

【釧路校】

平成 27 年度から釧路町立昆布森小学校と，平成 30 年度からは釧路市立山花小学校と連携に関わる覚書を締結しており，へき地複式教育の新たな可能性や教育内容の充実に向けた研究に取り組んでいる。

また，釧路教育局と釧路校との連携で「テクニカルサポート事業」を実施しており，釧路校の教科指導にあたる教員が実践指定校と共同で実践研究を行い，指定校の若手教員等の指導力向上に取り組んでいる。本事業により，北海道の教育委員会・学校現場との連携強化が進められることとなる。平成 31 年度からは，これらの連携を十分に活用し地域の諸活動や自然環境と深く関わりながら実践力を身につけ，「へき地・小規模校」教育に焦点を当てた教員養成を図る。

・「教育フィールド研究」「へき地校体験実習」「小規模校参観実習」等を通じて，地域社会と学校教育とのかかわりや，地域社会における学校の役割などの視点を獲得する学ぶ機会を提供している。

さらに，平成 31 年度以降の教育課程編成に向けて，「教員養成課程改革協議会」に置かれた「チーム学校（地域との連携及び学校安全への対応を含む）」では，教員養成教育と地域社会とのかかわり方についての検討を進めている。

これにより，地域社会と学校とのかかわりや，地域社会における学校の役割

などの視点を獲得する学びの機会を充実させるカリキュラム整備が進められている。(27対応施策11)

(本委員会の評価)

大学での実現状況から、

- ・カリキュラム・ポリシーにおいて、学校現場の実際を取り入れた授業や地域と「関わる力」育成する授業を明示することとしている。
 - ・カリキュラム・ツリーにおいて、学校現場での実践と理論との往還関係を示し教育課程編成の方法を明示することとしている。
 - ・「教科内容学」や「教員養成学」の研究が開始され、学校現場での実践と理論との往還関係も含めたカリキュラムの課題を明らかにし、充実を進めている。
 - ・地域連携推進室や大学戦略本部に研究戦略チーム及び社会貢献・地域連携チームを設置している。
 - ・北海道教育委員会との協議の下「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」及び「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」を開催し、協議を通じて北海道教育委員会等の要望を踏まえた教育課題に関する研究等を推進することとしている。
 - ・「教員養成課程改革協議会」に置かれた「チーム学校（地域との連携及び学校安全への対応を含む）」では、教員養成教育と地域社会とのかかわり方を検討している。
- ことが確認される。

以上のことから、学校現場の実際を取り入れた授業が教育課程編成の中で実現されることとなるとともに、学生が地域と「関わる力」を育成するための各地域の特色を生かした授業の開設及び学内組織の整備並びに教育委員会との連携体制の整備が行われていると判断でき、当該意見を満たす取組が行われている。

○平成 27 年度

4) その他

- ・各キャンパスに優れた取組が見られたが、そのことが教員養成課程全体で共有されていないため、課程の質的向上に繋がっていない状況がみられた。今後は課程全体として質的向上を図るための組織的取組を構築する必要があると考えられた。

(大学での実現状況) (本委員会の評価)

32 ページの「○平成 28 年度 1) 授業・教育課程」の項目に、まとめて記載。

○平成 27 年度

4) その他

- ・また、そのためにカリキュラムマップやポートフォリオをどのように有効活用していくか検討する必要があると考えられた。

(大学での実現状況)

- ・教員養成課程の教育課程の一層の改善のために、平成 29 年度に全学一体となり、教員養成改革協議会を設置した。平成 29 年度に北海道教育委員会、札幌市教育委員会が策定した「教員育成指標」、改正教育職員免許法等及び外部委員会の意見を基に、教員養成改革協議会の DP・CP 見直しチームが本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの改正案の検討を行い、改正案を担当理事並びに教員養成改革協議会の総括チームに提出した。総括チームは、これらに基づき平成 31 年度教育課程の編成を進めるとともに、「養成すべきディプロマ・ポリシーの各観点」を育むプロセス及び、科目間の系統性をより明確に示すために、カリキュラム・ツリー、科目ナンバリング、ステップアップ・チェックリスト及び電子ポートフォリオとの連携についても適正化の検討を継続している。(27対応施策1)
- ・大学では、教員を目指す学生が備えるべき資質・能力としての「教師力」を、1) 学習指導力、2) 社会性や対人関係能力、3) 子ども(幼児・児童・生徒)理解、4) 教育への使命感や責任感、教育的愛情の 4 つに定めている。これら 4 つの資質・能力を、それぞれを構成する要素に分解し、学生が身につけるべき力を示す指標として示している。電子ポートフォリオを活用して、半年ごとの達成度の振り返りを行い次の半年の目標を定める。この繰り返しにより「教師力」の育成につなげている。(27対応施策4)
- ・教育課程の体系性及び学びの系統性を明確に示すためにカリキュラム・ツリーを用い、学生の学習履歴を把握し、ディプロマ・ポリシーの各観点の達成状況を把握するために、電子ポートフォリオを利用する方向で検討を進めている。(27対応施策6)
- ・教育課程の体系性及び学びの系統性を明確に示すためにカリキュラム・ツリーを用い、学生の学習履歴を把握し、ディプロマ・ポリシーの各観点の達成状況を把握するために、電子ポートフォリオを利用する方向で検討を進めている。(27対応施策7)

(本委員会の評価)

大学での実現状況から、

- ・教員養成改革協議会は、新たなディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、これに基づき、平成 31 年度以降の教育課程の編成のプロセスを決定し、科目間の系統性をより明確に示すためのカリキュラム・ツリー、科目ナンバリングの実施を決定し、編成作業をしている。
- ・この作業のなかで、教育課程とステップアップ・チェックリスト及び電子ポートフォリオとの連携の適正化を検討している。
ことが確認される。

以上のことから、カリキュラムマップに替わるカリキュラム・ツリーの新たな導入と、ステップアップ・チェックリスト及び電子ポートフォリオの平成 31 年度以降の教育課程に対応するための検討が行われていると判断でき、当該意見を満たす取組が行われている。

○平成 27 年度

4) その他

- ・一方、地域社会との関わりについて、各キャンパスの特色を出すべきであり、都市部であっても意図的に取り入れて行くことの必要性が認められた。

(大学での実現状況)

【札幌校】

- ・平成 27 年度 4) その他について、「教育フィールド研究Ⅳ」(2 単位, 1～4 年次選択)が開講されている。これにより、社会で営まれる教育活動全般について支援し、それらに主体的に関わることができ、教育界の現代的課題はもとより、潜在する様々な課題を直視し、それを解決する方策を学ぶことができる。(⑳対応施策 1)
- ・地域との連携を図ることを目的とした科目として「教育フィールド研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ」(計 6 単位, 1～4 年次選択)が設置されており、それにより、
 - ・図書館、文学館、博物館、科学館、美術館、体育館、音楽ホール、動物園などにおける支援活動
 - ・地域子ども会の文化的、体育的行事など、少年団体への支援活動
 - ・自然保護や国際交流、スポーツイベントなどへの支援活動
 - ・郷土芸能の継承活動や登下校時の安全パトロールなどへの支援活動など、地域に根ざした活動のみならず、様々な研究課題とも密接に結びついた教育活動を実践することが可能となっている。(㉑対応施策 9)

【旭川校】

- ・平成 27 年度 4) その他について、「教育フィールド研究Ⅰ」(2 単位, 1 年次選択)を開設し、図書館、文学館、博物館、科学館、美術館、体育館、音楽ホール等における支援活動、地域子ども会の文化的、体育的行事など少年団体への支援活動等を行っている。(㉒対応施策 1)
- ・平成 8 年に「より良い教育をすすめることを目的」として、本校の教員と附属学校園の教員とが中心となって「北海道教育大学旭川実践教育学会(現在は日本学校教育実践学会)」を組織し、活動を行ってきた。これらの研究成果を教育課程に反映させ、学校現場の実際を取り入れた授業がなされている。「教育フィールド研究Ⅰ(地域教育支援活動)」(2 単位, 1 年次選択)として、旭川市科学館、公民館、図書館、旭川市総合体育館などへ支援を行っている。また、地域教育連携として、道北地区へのボランティア、フレンドシップ事業等、種々の活動を行っている。(㉒対応施策 9)

【釧路校】

- 平成 27 年度 4) その他について、1 年次から「新入生研修」でへき地・小規模校の様子を見学したり、1 年次後期と 2 年次前期に行われる「教育フィールド研究 I, II」(計 4 単位, 1~3 年次必修)で毎週金曜日に学校を訪問し児童生徒の様子や授業の様子を観察するなど、2 年生前期の時点で現場の空気を肌感覚で理解させている。加えて、「教育フィールド研究 VII」(2 単位, 3~4 年次選択)では、道東地域体験として地域の酪農家に本学の学生が 1 泊する実習を行い、へき地小規模校がある地域の産業についての理解を深める実習も行っている。加えて、「へき地校体験実習 I, II」(計 4 単位, 2~3 年次選択)では、へき地校に 2 週間泊まりがけで実習に行くことで複式授業についての理解を深め、実際に複式で授業を行う体験をしている。平成 31 年度からは、地域学校教育実践専攻という新しい専攻を開設することにより、これまで以上に「へき地・小規模校」教育に焦点を当てた教員養成を行っていく予定である。(27 対応施策 1)

- 平成 27 年度から釧路町立昆布森小学校と、平成 30 年度からは釧路市立山花小学校と連携に関わる覚書を締結しており、へき地複式教育の新たな可能性や教育内容の充実に向けた研究に取り組んでいる。

また、釧路教育局と釧路校との連携で「テクニカルサポート事業」を実施しており、釧路校の教科指導にあたる教員が実践指定校と共同で実践研究を行い、指定校の若手教員等の指導力向上に取り組んでいる。本事業により、北海道の教育委員会・学校現場との連携強化が進められることとなる。平成 31 年度からは、これらの連携を十分に活用し地域の諸活動や自然環境と深く関わりながら実践力を身につけ、「へき地・小規模校」教育に焦点を当てた教員養成を図る。(27 対応施策 9)

- これらの諸活動(「学校支援ボランティア」「へき地校体験実習」)を関連付けたり、その内容のすみ分けをすることで、いわゆる都市部の小中学校であっても、それを「地域社会」という視点でとらえる力が醸成されることが期待できる。(27 対応施策 11)

【札幌校】

「学校支援ボランティア活動(教育フィールド研究 I・II)」(計 4 単位, 1~4 年次選択)では、希望学生が札幌市内及びその近郊の小学校・中学校・高等学校(定時制課程)・養護学校において、児童生徒の学習支援を行っている。また、へき地校体験実習(北海道内約 20 市町村, 小中学校約 40 校)は、地域社会と学校教育とのかかわりや、地域社会における学校の役割などの視点

を獲得する学びの機会となっている。これらの実習で養われる視点は、札幌市などの都市部の小中学校を「地域社会」という枠組みから捉え直す視点にも繋がっている。

【旭川校】

「教育フィールド研究Ⅰ（地域教育支援活動）」（2単位，1年次選択）では、市内の様々なボランティア団体・市役所・NPO法人・JA等と連携し、学生達が地域の人々と共に、様々な支援を行っている。活動先は、旭川市科学館、公民館、図書館、旭川市総合体育館、子ども農業体験塾等多岐に渡っている。「教育フィールド研究Ⅲ（学校教育支援活動）」（2単位，1～4年次選択）では、旭川市内及び近郊の小学校・中学校において、学習支援活動等を行っている。この活動は、旭川市教育委員会との学生ボランティア派遣事業としても行われ、教科外（単位外）で、活動を行っている学生も多く、ここ数年は延べ200名前後の学生が参加しており、学生の中には現場から戦力として高い評価を受ける者もいる。

全員必修の「教育実習事前事後指導」（1単位，3年次）の中で、小規模校の参観実習を取り入れており、小規模校の特色や地域社会とのかかわりを学ぶ機会となっている。

また、参加人数は限られているが、へき地校体験実習では、へき地・小規模校における教育実践から、その地域に根差した教育の在り方、地域社会と学校とのかかわり等、多くの事を学ぶ機会となっている。その他、地域教育連携として、主に相互協力協定を締結している自治体（枝幸町・浜頓別町・中頓別町）からの学生派遣依頼に基づいて、教育フィールド研究Ⅲ・教職実践演習とリンクさせて、子ども達の学習指導、学生プログラムによる授業等を行い、教員としての実践力強化に結び付けている。

【釧路校】

平成27年度までは、1年次から「新入生研修」でへき地・小規模校の様子を見学したり、1年次後期と2年次前期に行われる「教育フィールド研究Ⅰ，Ⅱ」（計4単位，必修）で毎週金曜日に学校を訪問し児童生徒の様子や授業の様子を観察するなど、2年生前期の時点で現場の空気を肌感覚で理解させている。

加えて、「教育フィールド研究Ⅶ」（2単位，3～4年次選択）では、道東地域体験として地域の酪農家に本学の学生が1泊する実習を行いへき地小規模校がある地域の産業についての理解を深める実習も行っている。

「へき地校体験実習Ⅰ，Ⅱ」（計4単位，2～3年次選択）では、へき地校に2

週間泊まりがけで実習に行くことで複式授業についての理解を深め、実際に複式で授業を行う体験している。また、「実践力を育む地域貢献連携力」を育むために、釧路校に「地域教育連携委員会」を組織し、新入生研修をはじめとした地域の学校との連絡調整などを行ってきた。平成 27 年度から釧路町立昆布森小学校と、平成 30 年度からは釧路市立山花小学校と連携に関わる覚書を締結しており、へき地複式教育の新たな可能性や教育内容の充実に向けた研究に取り組んでいる。平成 31 年度からは、地域学校教育実践専攻という新しい専攻を開設することにより、これまで以上に「へき地・小規模校」教育に焦点を当てた教員養成を行っていく予定である。

(本委員会の評価)

大学での実現状況から、

- ・「教育フィールド研究」で、地域の状況を生かした地域社会とかかわる学びを実施している。
- ・前記の内容を、⑳対応施策 5 に記述のある、札幌校では「総合的指導力」、「多様な課題を解決できる創造的実践力」を持った教員の養成、旭川校では「教科に強い」教員養成、釧路校では「実践力を育む地域貢献連携」、「地域で活躍できる小中学校教員養成」、「地域特性を活かした教育」を行える教員養成を特色とした教育を行うとしていることと、照査すれば
 - 1) 札幌校の社会教育施設・子ども会・少年団体・NPO 法人・郷土芸能及び地域活動（安全パトロール）への学生派遣
 - 2) 旭川校の科学館・総合体育館及び相互協力協定による道北地区への学生派遣事業
 - 3) 釧路校のへき地複式教育にかかる市立昆布森・山花小学校との連携協定、酪農体験の取組はキャンパスの特色を踏まえた地域と連携した双方向に結び付いた取組といえる。
ことが確認される。

以上のことから、各キャンパスの教員養成の特色を踏まえた、地域と連携した取組が行われていると判断でき、当該意見を満たす取組が行われている。

②平成 28 年度点検項目に関する実現状況と評価

○A-28-1 授業を進める上で最低限必要となる知識・技能の習得が行われているか。

(大学での実現状況)

- ・平成 27 年度教育課程においても、課程認定基準に準拠した講義内容であるため、実践教育科目、教科指導科目、教科内容研究科目を通じて授業を進める上で最低限必要となる知識・技能の修得が行われる内容を 3 キャンパス共通に提供してきた。(28現状(1), 28対応施策1)
- ・しかし、本委員会の指摘を踏まえ、平成 29 年度に発足した教員養成改革協議会の各チームで、平成 31 年度教育課程について検討を行い、教職課程コアカリキュラムの到達目標を包含させることで、体系的で実践的な教員養成に資する教育課程編成を進めている。(28現状(1))
- ・教育実習に参加する時点までに修得すべき科目にキャンパス間で大きな差異はなく、実践教育科目、教科指導科目、教科内容研究科目を通じて授業を進める上で最低限必要となる知識・技能の修得が行われる内容を提供しているが、平成 31 年度以降入学生に対しては、実践教育科目の履修学年や教育実習参加要件の統一が図られることとなる。(28対応施策2)
- ・「キャンパスの特色、専攻・分野の特色から必要とすべき事項は残しつつも、本学は一つであり、教員養成キャンパスの一体感が見て取れるカリキュラム」の編成が進展してきている。(28対応施策3)

(本委員会の評価)

大学での実現状況から、

- ・平成 27 年度教育課程において、課程認定基準に準拠して、実践教育科目、教科指導科目、教科内容研究科目を通じて授業を進める上で最低限必要となる知識・技能の修得が行われる内容を 3 キャンパス共通に提供している。
- ・平成 31 年度以降の教育課程について、教職課程コアカリキュラムの到達目標を包含させることで、さらに授業を進める上で最低限必要となる知識・技能の修得が、体系的かつ実践的に行われる教育課程編成を進めるとしている。
- ・また、この編成の中では教育実習の参加要件の統一を図ることとしている。

ことが確認される。

以上のことから、授業内容を課程認定基準に準拠し、教職課程コアカリキュラムの到達目標を包含することで、授業を進める上で最低限必要となる知識・技能の修得を3キャンパス共通の水準で行うとともに、教育実習参加前までに獲得すべきこれら能力の獲得についても共通化されると判断でき、当該観点を満たす取組が行われている。

○A-28-2 特別な支援を要する児童生徒に適切に指導できるための基本的な知識・技能を培う授業が行われているか。

(大学での実現状況)

- ・必修科目「特別支援教育」及び「教育フィールド研究(介護等体験含)」を通じ、特別な支援を要する児童生徒を適切に指導できるための基本的な知識・技能を培う授業を平成27年度教育課程の中に位置付けた。(28現状(2))
- ・小・中学校の教員免許状を取得する場合は、北海道においては特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間介護等体験を実施することが求められており、平成27年度教育課程以前から既に実施している。また、平成27年度以降のカリキュラムにおいて「特別支援教育」(2単位)を必修化した。さらに指導力を高めるために、平成31年度以降入学生対象の教育課程編成に際し、教員養成改革協議会の特別支援教育チームからの提言を受け、特別な支援を要する児童生徒を適切に指導するための基本的な知識・技能を養成するために、教育フィールド研究(介護等体験)及び教育実習の内容について本学教育委員会で検討を行い、各キャンパスに通知を行った。これにより、特別な支援を要する児童生徒についての基礎的理解や、その指導・支援に際しての基本的技能を修得する授業内容の充実が図られた。(28対応施策4)
- ・本学では特別支援教育担当の全キャンパスの教員が、各教育委員会及び地域の幼小中高等学校と連携して、特別支援教育にかかる各種研修会の講師、研究会の助言者を引き受け、さらには各学校を訪問して実践の場に直接関与し、現職教員の特別な支援を必要とする児童生徒への支援技能向上に取り組んでいる。本取組は教育課程外の取組であるが、すでに実施しており、今後も継続していく。(28対応施策5)

(本委員会の評価)

大学での実現状況から、

- ・平成27年度以降、3キャンパス共通の「特別支援教育」及び「教育フィールド研究(介護等体験含)」を開設している。
- ・平成31年度以降の、「特別支援教育」にかかる共通シラバスが策定されている。(28対応施策12 関係資料04-1 教員養成改革協議会成果報告書(チーム：特別な支援を必要とする児童生徒への対応))

- 本委員会の意見を踏まえ、平成 31 年度以降「教育フィールド研究(介護等体験含)」及び「教育実習」において、実習先の学校などから外部講師を招いて実情に即した事前指導を行うことや、学校現場の先生から当該学校の特別な配慮を要する児童生徒の実態についての講義、当該児童生徒に対する授業観察及び通常学級に在籍する当該児童生徒への授業実習、特別支援学級での実習等を実習校と協力して実施するとしている。
- 特別支援教育担当の全キャンパスの教員が、地域の学校と連携して現職教員の技能向上のための支援をしている。
ことが確認される。

以上のことから、特別支援教育担当の全キャンパスの教員の連携のもとに、学校現場の実践を取り入れるなどの授業改善や現職支援による大学教員の資質向上が図られる状況の中で、観点にかかる授業が開設されていると判断でき、当該観点を満たす取組が行われている。

○A-28-3 小学校外国語活動の指導についての基礎的・基本的な知識・技能を培う授業が行われているか。

(大学での実現状況)

・小学校外国語の教科化と免許法改正への対応について検討を行い、札幌校及び旭川校においては平成29年度入学生から「初等英語」(2単位, 2年次), 「小学校英語科教育法」(2単位, 2年次(札幌校), 3年次(旭川校))の2科目を必修化した。釧路校においては、平成29年度入学生に対し「初等英語」(2単位, 2年次), 「小学校英語科教育法」(2単位, 3~4年次)を選択科目として開設した。(28現状(3))

・小学校外国語の教科化を踏まえ、英語教育担当教員で検討を行い、札幌校、旭川校では平成29年度入学生から「初等英語」(2単位, 2年次), 「小学校英語科教育法」(2単位, 2年次(札幌校), 3年次(旭川校))を必修化した。また、釧路校では平成29年度から「初等英語」(2単位, 2年次), 「小学校英語科教育法」(2単位, 3~4年次)を選択科目として開設しているが、小学校教員免許取得者についてはこの2科目を履修するように指導を行っている。

平成29年度に設置した教員養成改革協議会の小学校外国語教育チームで小学校外国語の教科化と免許法改訂への対応について検討し、

- 1) 「初等英語科教育法」及び「初等英語」の2科目について共通の科目を設定すること、
 - 2) 平成31年度新入学生から、小学校免許を出すキャンパス(札幌, 旭川, 釧路, 函館)において、2つの科目「初等英語」, 「初等英語科教育法」の履修を必修化すること、
 - 3) 必修となる2科目のシラバスについても、指導事項の基本部分に外国語(英語)コアカリキュラムの資質目標を反映させ全学で共通化したシラバスを作成すること
- などを決定した。(28対応施策6)

・平成30年4月付けで教員養成3キャンパスに、「初等英語」(2単位), 「小学校(初等)英語科教育法」(2単位)を担当できる教員を配置することとし、公募を行った。札幌校には、すでに着任済み。旭川校, 釧路校では、不調に終わった。釧路校では、教員の1名が「初等英語」, 「小学校(初等)英語科教育法」担当に転じ、中等英語科教育法等担当教員を募集することに変更した(現在募集中)。旭川校では、再公募を行い、現在選考作業中である。(28対応施策7)

(本委員会の評価)

大学での実現状況から、

- 平成 29 年度から、「初等英語」及び「小学校英語科教育法」を開設している。
平成 31 年度以降から、3 キャンパス共通で必修化するとしている。
- 平成 31 年度以降から、外国語（英語）コアカリキュラムの資質目標を反映させた共通シラバスによる授業を開始することとしている
- 当該科目の必修化に対応して、3 キャンパスごとに担当教員 1 名の増員決定し整備している。
ことが確認される。

以上のことから、観点にかかる授業が開設され、実施体制の充実が図られていると判断でき、当該観点を満たす取組が行われている。

○A-28-4 小学校と中学校の接続を意識したカリキュラムの編成及び免許取得が行われているか。

(大学での実現状況)

- ・教員養成課程を有する 3 キャンパスにおいては、従来から、希望する学生が小中両免許を取得できるように時間割を作成しており、その結果、これまで卒業生の約 75%は小中の免許を併せて取得することができている。小学校〇〇教育法、中学校〇〇教育法においては、各学校種の「学習指導要領」について学習し、特に専門科目の目的・目標・内容を学年進行に伴ってより深く理解すること及び教科内容の系統的理解、各校種ごとの内容のつながりを理解させることを目的としている。(28現状(4))
- ・教員養成改革協議会の講座別チーム会議で、各専攻分野(教科)のカリキュラムについての検討を重ねた結果、平成 31 年度以降は、学生の所属する専攻・分野の教科に応じた小学校免許科目(初等〇〇教育法、初等〇〇)及び中学校免許科目(中等〇〇教育法、専門科目の一部)の修得を義務付けた。これにより、多くの学生が小学校・中学校両方の教員免許取得をしているという実態に加え、さらに教育課程の内容面においても、小学校教育と中学校教育の有機的な接続が意識されるようになった。旭川校の中学校 1 種免許を卒業要件とする学生については、これまで、小学校免許科目の履修が求められていなかったが、平成 31 年度以降は修得が義務付けられることとなり、小学校教育と中学校教育の有機的な接続の充実が図られた。(28対応施策 8)

(本委員会の評価)

大学での実現状況から、

- ・平成 27 年度以降の教育課程において、約 75%の学生が小中両免許を取得している。
- ・小学校〇〇教育法、中学校〇〇教育法の授業において、各学校種の「学習指導要領」について学習し、各校種ごとの内容のつながりを教授している。
- ・平成 31 年度以降は、履修基準を見直し、学生の所属する専攻・分野の教科に応じた小学校免許科目(初等〇〇教育法、初等〇〇)及び中学校免許科目(中等〇〇教育法、専門科目の一部)の修得を義務付け、教育課程の内容面において小学校教育と中学校教育の有機的な接続を図ることとしている。ことが確認される。

以上のことから、観点にある接続を意識したカリキュラムの実現と免許併有が実現すると判断でき、当該観点を満たす取組が行われている。

○平成 28 年度

1) 授業・教育課程

- ・教員養成課程における，体系的な教育課程編成や授業改善を調整する，全学的な仕組みが必要と考える。

(大学での実現状況)

- ・平成 29 年 5 月，教員養成 3 キャンパスが一体となった教員養成改革協議会を設置した。同協議会では，北海道教育委員会・札幌市教育委員会が策定した「教員育成指標」，外部委員会の意見，教育職員免許法等の改正及び教職課程コアカリキュラム等に対応するために，3つの区分（「DP・CP の見直し」「授業・教育課程」「現職教員の教育」）ごとに，チーム（合計 25 チーム）を編成し，DP・CP の作成，教育課程の編成方法，授業科目名やシラバスの統一，授業改善等，様々な課題の解決に向けた取組を行った。これにより，教員養成課程における体系的な教育課程編成や授業改善の調整を下記①～③の通り全学的に進めた。

- ① 教職課程コア科目の授業科目名と履修方法統一，特別支援教育，道徳教育，小学校外国語活動，総合的な学習の時間，キャリア教育に関する授業内容の基本的部分の統一を図った。
- ② アクティブ・ラーニング，ICT教育にかかる教育のあり方について，各キャンパスの教員へ提言を行った。
- ③ 道・札幌市が定めた「教員育成指標」，外部委員会の意見及び学生評価委員会の評価を踏まえ，ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの見直し，科目ナンバリングやカリキュラム・ツリーによる科目間の系統性の明確化等を図った。

- ①②の成果は，平成 31 年度以降開設の科目から順次適用されるとともに，③の成果は平成 31 年度教育課程から適用される。（②対応施策 12）

(本委員会の評価)

大学での実現状況から，

- ・平成 29 年 5 月に，キャンパス横断型で 25 のチームで組織する教員養成改革協議会を設置し，中教審答申，教員育成指標，課程認定申請並びに本委員会及び学生評価委員会の意見への対応を，全学的視点で一体的に推進している。
- ・協議会の成果（現時点において 12 件が関係資料から確認される。）は，成果報告書等により担当理事へ報告され，理事から各キャンパスへ，成果に基づ

く規則改正等により通知が行われ、改善を実施している。
ことが確認される。

以上のことから、観点に示す全学的仕組みが構築され、機能していると判断
でき、当該観点を満たす取組が行われている。

○平成 28 年度

2) 養成する人材像

- ・ 目標としている「実践的指導力を備えた教員養成」の視野に、観点 A-28-2 で釧路校が取り組もうとしている「保護者支援のあり方」という視点からも求められる、保護者・地域と「関わる力」の教育をおく必要があると考える。

(大学での実現状況)

- ・ 北海道教育委員会・札幌市教育委員会が策定した「教員育成指標」、外部委員会の意見、教育職員免許法等の改正及び教職課程コアカリキュラム等を基に、「教職論」(2 単位, 1 年次必修)等の科目の内容の改善を行った。「チーム学校(地域との連携及び学校安全への対応を含む)」チームで、さらに検討を継続している。これにより、「教職の意義及び教員の役割・職務内容」に係る科目(「教職論」)で、「多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、教員とこれらの者がチームとして組織的に諸課題に対応することの重要性を理解」する内容を、「特別活動の指導法」に係る科目(「特別活動・総合的な学習の理論と指導法」(2 単位, 必修))で「家庭・地域住民や関係諸機関との連携の在り方を理解」する内容を、さらに「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関する科目(「教育の制度・経営と社会」(2 単位, 必修))で、「地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解」する内容及び「地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解」する内容を含めることにした。これらの内容は、教職課程コアカリキュラムの到達目標を包含するものであり、文部科学省に提出した平成 31 年度再課程認定へ向けたシラバスにも反映されている。(28 対応施策 13)

(本委員会の評価)

大学での実現状況から、

- ・ 平成 31 年度以降、教職課程コアカリキュラム等を基に、「教職論」、「特別活動・総合的な学習の理論と指導法」及び「教育の制度・経営と社会」の授業において、「多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、教員とこれらの者がチームとして組織的に諸課題に対応することの重要性を理解する」、「家庭・地域住民や関係諸機関との連携の在り方を理解する」、「地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解する」及び「地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解する」内容を含めることとしている。

- ・また、平成 31 年度以降のディプロマ・ポリシーには、「6 学校づくりを担う一員としての役割を理解し、社会性やコミュニケーション能力を養い、地域等と連携・協働する態度を身に付けている。」を規定し、北海道教育委員会の教員育成指標にある「保護者や地域等との連携の重要性を理解している」に対応するとしている。(㊸対応施策 12 関連資料 06-1 教員養成課程DP (案), 06-2 本学の大学憲章・DPと北海道・札幌市の教員育成指標等との関係について)
ことが確認される。

以上のことから、意見にある「関わる力」の養成について、ディプロマ・ポリシーにおいて規定するとともに、授業科目の内容としても整備されると判断でき、当該意見を満たす取組が行われている。

③平成 29 年度点検項目に関する対応と評価

○A-29-1 教育者としての倫理を身に付ける教育が行われているか。

《改善を要する点》

- ・教職倫理は、現状において、教育実習から採用前の、3から4年次の期間においては、履修すべき授業科目として設置されておらず、複数の実践的科目を履修する中で必要に応じて教職倫理に関する事項が広く取り扱われるという位置付けとなっている。他方で、昨今のコンプライアンスの遵守、情報モラルをはじめ、教職倫理の重要性は高まっており、教育委員会で行う新採用研修等での扱いに任せるだけでなく、大学においても可能な限り、3,4年次において、有識者やケーススタディの活用など、学生が実践に即して理解を深めることができる機会を設けることが望ましい。

(大学での対応)

- ・本学の教育課程は、1年次及び2年次に教員として共通に必要な素養を身に付けるための必修科目が集中し、2年次から次第に専攻・分野に特有の科目が増加するという特徴を有する。このため入学後の早い段階で、教員養成3キャンパス共通に「倫理・人権」「情報機器の操作」「教職論」「基礎実習」「教育実習事前事後指導」「(幼・小・中・特・へき地のそれぞれで)教育実習I」「教職実践演習」などを必修科目として開設し、これらの科目の中で教員の規範やコンプライアンス、情報モラル、子どもの人権にかかる知識理解が得られるようにしている。
- ・3年次後期以降は教員養成課程の全ての学生に共通な必修科目がほとんど設定されていないため、選択科目あるいは授業外の取組で現職教員の体験談に触れる機会の提供を行い、あるいは、特別支援教育におけるキャリア形成を考える講座の提供を行い、教員志望の学生の意欲の喚起や心構えの形成に取り組み、教育者としての倫理を身に付けることができるよう考慮した教育を行っている。
- ・しかし、昨今、小中高等学校の教員による不祥事が数多く報道されている現実に鑑み、本委員会からの指摘にもあるように、大学としても教育者としての倫理教育の一層の充実を行う必要があると考えている。上に述べたように、3年次後期以降では、共通に開設される必修科目はほぼないため、教育課程に組み入れることは難しいが、キャリアセンターが実施するキャリア支援講座や就職セミナー、教育委員会と共同開催している採用前ガイダンスや採用前研修、あるいは教職シンポジウムなどの各キャンパスが独自に実施して

いる取組を通じて、教員としての職業倫理の一層の醸成に努めていくこととしている。

- ・さらに、本学では、「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」において、学生指導教員の指導内容等として「修学指導の一環として、生活の指導等を行い・・・」と定めている。今後、「学生指導教員サポートマニュアル」を改訂し、例えば、各学期の始めの学生の履修登録に指導・助言を行う機会を捉え、学生指導教員が定期的に倫理・人権に関わる指導を行うこととしている。

(本委員会の評価)

大学での対応から、

- ・現在の教育課程においては、1年次及び2年次に教員として共通に必要な素養を身に付けるための必修科目が集中し、2年次から次第に専攻・分野に特有の科目が増加するという特徴を有している。
- ・その中で、教員養成3キャンパス共通に「倫理・人権」(1年)「情報機器の操作」(1年)「教職論」(1年)「基礎実習」(1・2年)「教育実習事前事後指導」(3年)「(幼・小・中・特・へき地のそれぞれで)教育実習Ⅰ」(3年)「教職実践演習」(4年)を必修科目として、これらの科目の中で教員の規範やコンプライアンス、情報モラル、子どもの人権にかかる知識理解が得られている。
- ・加えて、3年次後期以降では、3キャンパス共通に開設される必修科目はほぼないため、選択科目、キャリアセンターが実施するキャリア支援講座や就職セミナー、教育委員会と共同開催している採用前ガイダンスや採用前研修、あるいは教職シンポジウムなどの各キャンパスが独自に実施している取組を通じて、教員としての職業倫理の一層の醸成に努めている。
- ・今後は、これらに加えて「学生指導教員サポートマニュアル」を改訂し、各学期の始めの学生の履修登録に指導・助言を行う機会を捉え、学生指導教員が定期的に倫理・人権に関わる指導を行うとしている。
ことが確認される。

以上のことから、現状の教育課程内外の倫理教育にかかる取組に加えて、毎学期の始めの学生の履修登録に指導・助言を行う機会に学生指導教員が倫理・人権に関わる指導を行うことにより、1から4年次を通じた倫理教育が図られることとなると判断でき、当該観点にかかる意見を満たす取組が行われている。

○A-29-2 新任教員として、今学校現場にある下記の課題をよく理解し取り組むことができる、実践的教育が行われているか。

- ・職務状況と業務改善（チーム学校への対応）
- ・コミュニティ・スクール
- ・外部との連携（適切な情報発信を含む）
- ・ガイドライン等に基づく適切な部活動指導
- ・教員の年齢構成のギャップ

《改善を要する点》

- ・コミュニティ・スクールの運営を柱とする地域連携や、学校マネジメント・学校組織の在り方は、近年の教育行政上の大きなテーマとなっている。これらの課題について、釧路校を除き、教育実習から採用前の、3、4年次の期間において、当該テーマを明示した授業科目は設置されておらず、複数の実践科目を履修する中で必要に応じて教育課題に関する事項が広く取り扱われるという位置付けとなっている。
- ・先述した教育課題の理解はこれからの教員にとって大変重要なポイントであり、教員養成課程3キャンパス共通の考え方のもと、授業で取り扱う必要があると考えられる。このため、今後、より一層の教育課程の改善・充実を図る観点から、釧路校における取り組みを参考としながら、札幌校、旭川校が全体として授業科目や授業内容の中で明示的に取り扱い、有識者や実践例の活用などを進めるなど、より一層の意識的な取組が求められる。

（大学での対応）

- ・チーム学校への対応及び外部との連携について

従来より、大学の教育課程では「教職論」「基礎実習」「教育実習Ⅰ」「教育実習事前事後指導」「教職実践演習」等の科目を通じて、学校の抱える今日的課題を理解させ、必要な取組を身に付けられるカリキュラムを提供している。

「教職論」では、教職の意義と教員の職務内容、学校と教職に対する社会の期待について学ぶことを目標としている。現職教員からの具体的な職務内容についての講義とともに、キャンパスによってはスクールカウンセラーや弁護士など学校と連携する立場の人々から実情や課題を聴きそれについて話し合うことで、教職や外部との連携の具体的なイメージをつかむことができる。「基礎実習」「教育実習Ⅰ」「教育実習事前事後指導」では、学校及び教育活動を詳細に観察、記録することで教員の職務についての理解を深めることを目標としている。基礎実習先の管理職から業務の実態等について詳しい説明を受けること

もあり、教師としての基本的知識や心構え及び教師の果たす役割を認識し意識を高めることができる内容となっている。

また、へき地教育指導法やへき地教育論などはへき地校体験実習の受講条件となっているが、いずれも実際にコミュニティ・スクールやそれを目指す学校の参観、講師招聘を行いながら実施している。さらに、それぞれの環境における学校に応じたカリキュラム・マネジメントや学校経営に触れていることは言うまでもない。

教師の仕事全般にわたる理解を深め、使命や責任を確認し、他の教師との連携等について具体的に学習する機会をも提供している。「教職実践演習」では、他の教職員や保護者、地域との連携・協力する力をつけることはもとより、教職の特殊性を理解し、自らこれらの資質・能力の向上を重ねられるように目標が設定されている。

なお、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の一部が改正され、平成31年度から各科目に含めることが必要な事項が追加された。その中に、「教職の意義及び教員の役割・職務内容」の科目では「チーム学校への対応を含む」ことが求められ、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の科目では「学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む」ことが求められている。大学でも、教員養成改革協議会の中で検討を行い、平成31年度以降入学生に対して、これらの事項を開設する必修科目の中に取り入れることとしている。

・コミュニティ・スクールについて

保護者や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組み考え方を有する形態のコミュニティ・スクールの運営や学校マネジメントには、校長、教頭といった管理職並びに、教育委員会の役割が大きい。しかし、北海道教育委員会の策定した「教員育成指標(スタンダード)」の求める教員像として「学校づくりを担う一員として、地域等とも連携・協働しながら、課題解決に取り組む教員」が掲げられており、養成段階における到達目標が「保護者や地域等との連携の重要性を理解している。」とされていること、また「教職課程コアカリキュラム」にも、「学校教育課程全体をマネジメントすることの意義を理解する。」ことが求められている。養成段階であっても、保護者や地域等との連携や学校の教育課程全体をマネジメントすることの重要性を理解することは必要であり、大学の教育課程においては、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」を含む科目の中で、取り扱っている。また教育フィールド研究や各種の教育実習を通して、その実態を学んでいる。

・部活動指導について

教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)で、小学校教員の33.5%、中学校教員の57.7%が週60時間以上勤務、つまり月80時間以上の過労死ラインを超える時間外労働をしているのが明らかとなった。土日の勤務時間については、平成18年度との比較で、勤務時間が増加しており、土日の勤務時間については、中学校において「部活動・クラブ活動」の時間が長いことなども明らかとなった。

このような勤務状況を改善するために、平成29年12月に中央教育審議会が「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」を公表した。この「中間まとめ」を踏まえ、文部科学省は同年同月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめ、さらには、平成30年2月に「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知)」を発出している。この中で、学校における働き方改革のための環境整備として、各教育委員会に対し、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実、外部人材の活用、業務の効率化及び精選等を行うことを求めている。一方、中学校学習指導要領解説総則編(平成29年7月、文部科学省)が指摘するように、「部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高い」ことなども踏まえる必要がある。必修科目である特別活動の指導法や生徒指導の理論と方法ではこのことについて取り上げている。北海道教育委員会等と連携し、教育委員会等が取り組むべき方策、各学校が取り組むべき方策、各教員が担う業務の明確化・適正化を図るとともに、北海道教員育成指標で求めている事項を勘案しながら、大学としては、適切な部活動の指導のあり方について教育内容を随時見直していくこととしている。

・授業科目の統一と特色化について

大学では教員養成課程3キャンパス共通に、卒業認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を定め、教員養成を行っているが、キャンパスごとに特色を有している。例えば、釧路校では、主に小学校教員を養成し、旭川校では主に中学校教員の養成を行っている。学校種ごとの教職課程の特性が異なるため、それぞれのキャンパスで学生に身につけさせるべき資質が必ずしも一致していないのが現状である。しかし、教職課程の編成に当たり参考とすべき指針、すなわち、教職課程コアカリキュラムが策定されたため、教員養成3キャンパスでは、教職課程コアカリキュラムで指定されている科目については、可能な限り共通化に努め

られている。今後は、コアカリキュラム科目以外でも共通化を図ることができる科目については順次共通化を図っていくこととしている。

(本委員会の評価)

大学での対応から、

- ・チーム学校への対応及び外部との連携について、「基礎実習」「教育実習事前事後指導」「教育実習Ⅰ」「教職実践演習」において系統的に教育が行われている。また、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の一部が改正され、平成31年度から「教職の意義及び教員の役割・職務内容」の科目では「チーム学校への対応を含む」ことと、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の科目では「学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む」こととなり、その対応を行うこととしている。
 - ・コミュニティ・スクールについて、北海道教育委員会の策定した「教員育成指標(スタンダード)」の求める教員像として「学校づくりを担う一員として、地域等とも連携・協働しながら、課題解決に取り組む教員」が掲げられており、養成段階における到達目標が「保護者や地域等との連携の重要性を理解している。」とされたこと、また、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の一部が改正され、平成31年度から「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」を含む科目のなかで取り扱うこととなり、その対応を行うこととしている。
 - ・部活動指導について、必修科目である「特別活動の指導法」や「生徒指導の理論と方法」ではこのことについて取り上げている。今後は、北海道教育委員会等と連携し、教育委員会等が取り組むべき方策、各学校が取り組むべき方策、各教員が担う業務の明確化・適正化を図るとともに、北海道教員育成指標で求めている事項を勘案しながら、適切な部活動の指導のあり方について教育内容を随時見直すこととしている。
 - ・授業科目の統一と特色化について、教員養成3キャンパスではキャンパスごとの特色はあるものの、平成31年度以降、教職課程コアカリキュラムが策定されたため、教職課程コアカリキュラムで指定されている科目については、可能な限り統一が図られた。今後は、教職課程コアカリキュラム科目以外でも共通化を図ることができる科目については順次共通化を図ることとしている。
- ことが確認される。

以上のことから、これまで授業科目に加え、平成31年度以降、教職課程コ

アカリキュラムを踏まえた授業科目の新たな開設とシラバスの共通化が図られるとともに、北海道教育委員会等と連携して教員養成として取り組むべきことを随時見直す仕組みを導入することとしたと判断でき、当該観点にかかる意見を満たす取組が行われている。

○A-29-3 生活の乱れ、いじめ及び不登校にかかる生徒指導を実践できる基礎的な技術を身に付ける教育が行われているか。

《改善を要する点》

- ・担当教員に実際に生徒指導の現場の経験がない者がいることから、授業の中で現職教員等に講演してもらうなど、すべての学生が実践事例を理解しつつ生徒指導についての理解を深めることができるよう、一層の教育課程の工夫が求められる。

(大学での対応)

- ・生徒指導の実践的な技量は、教員として身に付けていなければならない基礎的な技術であり、大学では「教職論」「生徒指導・進路指導の理論と方法」「教育相談の理論と方法」等の必修科目に加え、選択科目などを通じて身に付けられるカリキュラムを提供している。さらに教職実践演習では、全学共通で養成段階における生徒指導にかかわる資質・力量の保証を位置付けている。「教職論」では、これからの教師に期待されるものとして「子どもたちとどう向き合うか」をテーマとし、日常生活の言動等からいじめの兆候を読み取り、重篤化する前に対処できるような技量を育成する教育を行っている。「生徒指導・進路指導の理論と方法（初等）」では、気になる子どもへの対応や「いじめ」の未然防止、起きたときの対応などについて、実践的な内容を例示しながら講義している。また、「生徒指導・進路指導の理論と方法（中等）」では、いわゆる「中1ギャップ」や思春期の問題行動として反抗や万引きへの対応、いじめ問題への取組、児童虐待、体罰について学ばせ、考えさせている。「教育相談の理論と方法」では、児童期の心理発達と心の問題についての理解、教育相談の技法や中学生・高校生の心身の発達といじめ・不登校などの不適応行動について理解させ、生徒の成長を支える教育相談の実践的な技法について学ばせる内容の講義を行っている。
- ・本学の教員養成課程 3 キャンパスに所属する教員のうち、小中高等学校での常勤教員としての経験を有する者が3分の1を占める。これらの中には、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会との協定に基づく人事交流教員も多数着任していることから、今後、これらの教員の経験を生かすとともに、さらには北海道教育委員会や札幌市教育委員会と連携し、いじめや不登校に係る先進的な取組を行っている公立小中学校の教員を本学の実地指導講師として招くなどして、実践事例を踏まえながら生徒指導についての理解を深められるよう改善を図っていくこととしている。

(本委員会の評価)

大学での対応から、

- 小中高等学校での常勤教員としての経験を有する教員や教育委員会との人事交流教員の活用や、教育委員会と連携していじめや不登校に係る先進的な取組を行っている公立小中学校の教員を本学の実地指導講師と採用することとしている
ことが確認される。

以上のことから、学校現場の経験を有する教員による担当を充実するとし、実践事例を導入した授業の改善が図られるものと判断でき、当該観点にかかる意見を満たす取組が行われている。

○A-29-4 実践力ある初任教員の養成のために、学校現場の課題（A-29-1～3を含む）に向かい合った教育実習を構築できているか。また、教育実習の前後を通じてこれらの課題へ対応できる資質、課題の理解及び指導技術の向上を継続しているか。

《改善を要する点》

- ・実習を通じて学生がどのような成長をしているかについて、個々の学生や指導教官が実際の進路指導等にあって活用しているが、教育実習にどのような教育効果があるか、また、教育実習前後を通して、どのように学生が成長していくについて、大学としてどこまで分析ができているか不明確である。このため、ステップアップ・チェックリストの結果について、組織として共有を図り、成果を蓄積し、教育課程を改善していくためのエビデンスとして用いるなど教育内容の改善・工夫のための仕組みが必要ではないか。
- ・また、ステップアップ・チェックリストの結果について、実習校に共有・報告をするような仕組みがあると、実習校にとっても学生が現場でどのような力を伸ばしたいと考えているのかがわかることから、実習プログラムの改善を図ることが可能となる。また、大学からより丁寧なフィードバックがあれば、実習校にとっても、次年度も学生を受け入れていく意欲につながっていくものと考えられる。
- ・教育実習について、ともすると、すべての新しい課題等が、教育実習を通じて学習することを求められる傾向があるが、授業での指導方法をしっかり学ぶという本来の趣旨に即して、教育実習を通じて学ぶべき内容、実践科目の履修を通じて学ぶ内容等について整理する必要があるのではないか。
- ・学校臨床研究、教育実習、卒業論文等の実践系科目について、カリキュラム上の関係性が不明確であり、実践系科目から卒業論文の作成に至るカリキュラムや習得した知識が有機的につながっているとは言いがたい。四年間で学習する内容を踏まえ、学生に参考文献を指示し、教員が相互に授業の情報共有を行ったり、相互の授業の関連性を認識することは重要であると考えられる。
- ・そもそも、大学の単位制度においては、大学生が教室で単に授業を受けるだけでなく、教室外で自主的な学習を行うことを促すことが求められている。単位認定において、授業以外での学習が前提となっている以上、学生が事前・事後に学習すべき内容を指示することや、このような学習をサポートするような仕組みを大学として構築することは重要ではないかと考えられる。
- ・以上述べた取組を通して、教育課程をより体系的なものにしていくための一層の工夫が求められる。

(大学での対応)

・教育実習について

大学の教員養成課程を有する3キャンパスは附属小・中学校を、旭川校ではこれらに加えて附属幼稚園を擁するが、附属校園のみでは教育実習生全体を受け入れることが難しい状況にある。このため、キャンパス所在地近隣の公立小・中学校等に教育実習生の受け入れ協力を要請しているが、教育実習生を受け入れるか否かは各学校の判断に委ねられている。近年、公立小・中学校の教員は非常に多忙になってきており、時間的・精神的なゆとりがなくなっている。このような状況にありながら、学校関係者は社会的な使命を感じて教育実習生を受け入れているのが現状である。このような状況の中、実習協力校に対して多くを求めることは困難ではあるが、実践力のある教員養成を目指し、連携協力校との意見交換を密に行い、実習のあり方を見直していくこととしている。

平成29年12月に策定された「北海道における『教員育成指標』」にはキャリアステージ毎に求められる資質・能力が記載されており、「初任段階」に求められる資質・能力は「養成段階」に比し、より高度なものとなっている。このことは、「採用前ガイダンス」や「新採用教員研修」、あるいはOJTを通じて高度化が図られることを意味している。今後、大学の役割と北海道教育委員会等の役割について、また、両者の連携・協力のあり方について密に意見交換を行っていくこととしている。

現在、特に旭川地区では、中学校での教育実習の受け入れ校が絶対的に不足しており、平成31年度には全実習生のおよそ2割にあたる60名程度が母校実習に頼らざるを得ない状況にある。母校実習の場合、学生の所属するキャンパスから遠隔地の場合が多く、実習期間を通じて学生指導教員による細やかな指導が行えない現実がある。教育実習受け入れ校の拡大について、大学としても努力しているが限界があるため、教育委員会と改善に向けた協議を行っていくこととしている。また、北海道教員育成協議会では今後平成34年度から36年度にかけて教育実習の内容面の充実を検討する計画案があるので、これに呼応し、連携することで、本学の教育実習も見直していくこととしている。

・ステップアップ・チェックリストについて

「北海道における『教員育成指標』」が策定されたことを受け、大学では卒業認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)の改訂作業を行っている。これに伴い、今後ステップアップ・チェックリストの内容を見直す予定である。

大学における教育の質を保証するために、「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事」等が認証評価の対象とされることとなった。本学としては、教育の質保証を行うために、学生の学習成果を把握する必要がある、その一手段としてステップアップ・チェックリスト等を利用する方向で検討を進めていくこととしている。

・教育課程の体系化と単位の実質化について

本学では、平成 27 年度に向けた教育課程改革の際、授業科目の科目区分とその目的を明確にするとともに、教育課程の構造図を提示し、科目間の系統性、往還性を示してきた。しかし、相互の授業の関連性が見えにくいとの指摘があるため、改善に向けて検討を行っている。大学の教員養成改革協議会の中で、カリキュラム・ツリーや科目ナンバリングの導入について検討を行っており、科目間ないしは科目群間の関係性、体系性、順次性の明確化を目指している。また、シラバスの中に、関連する科目の記入欄を設け、事前あるいは事後に履修すべき科目を記載できるように改善を図っている。

上でも述べたが、現在 CP の見直しを行っているところであり、「教育課程の実施の方針」の中で、シラバスに含めるべき項目「授業計画」の中に「事前・事後の学習を含む」ことを求め、単位の実質化に努めることとしている。

(本委員会の評価)

大学での対応から、

- ・教育実習について、今後、連携協力校との意見交換を密に行う仕組みを持つとともに、「教員育成指標」に基づき教育実習のあり方について、北海道教員育成協議会を通じて相互の理解と内容の改善を図ることとしている。
 - ・ステップアップ・チェックリストについて、「教員育成指標」に対応した新たな卒業認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)と内容の整合を図るとともに、学習成果を把握する手段として活用することとしている。
 - ・教育課程の体系化と単位の実質化について、カリキュラム・ツリーや科目ナンバリングを導入し、科目間ないしは科目群間の関係性、体系性、順次性の明確化を図ることとしている。また、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)のなかに、シラバスに含めるべき項目「授業計画」の中に「事前・事後の学習を含む」ことを規定し、単位の実質化を図ることとしている。
- ことが確認される。

以上のことから、学校現場・教育委員会と連携し教育実習において身に付けるべき力の明確化が図られ、ステップアップ・チェックリストにおいて学修成果の可視化が図られ、カリキュラム・ツリーや科目ナンバリングにより、科目間の関係性、体系性、順次性の明確化が図られ、シラバスに「事前・事後の学習」にかかる記載が行われ自学自習の実施が図られると判断でき、当該観点にかかる意見を満たす取組が行われている。

○平成 29 年度

1) 授業・教育課程

- ・実践系科目を中心とする教育課程について確認を行ったところ、実践力の育成に向けて、全学統一された方針のもとに系統的に編成されており、個々の観点にある力について、履修していく中で身に付けることができるよう、考慮された教育が行われている。
- ・今後、より一層、組織的な授業・教育課程の開発を進めるとともに、限られた修得単位数・授業時間の中で、様々な学校現場の課題に対応できる力を身に付けさせることには制約があるので、今の学校現場の課題の十分な分析のもとに教育内容を精選し、効果的に授業科目に配置することや、授業外での課題の指示や参考文献の活用、学生の自習を支援する仕組みの整備や、1～4年次における授業科目の相互の内容の関連付けなどを行い、学生の教育の充実・改善の取組の必要があると考えられる。
- ・また、教育実習を通じて主に学習すべき内容とそれ以外の実践系科目を通じて主に学習すべき内容について整理することも必要である。

(大学での対応)

- ・平成 29 年度に本学内に設置した教員養成改革協議会の各チームで、平成 31 年度からの教育課程での実施に向けて、教育内容・科目の精選、自学自習の推進、科目間の連携・体系性の可視化に向け、シラバスの記載内容、科目ナンバリングの付与方針、専攻単位でのカリキュラム・ツリーの作成方針について検討を行っているところである。

また、平成 31 年度末までに、教育の質保証に向けたアセスメント・ポリシーを策定し、ここ数年で実施してきた授業改善の取り組みを恒常化するための PDCA サイクルを確立する方向で検討を進めている。

(本委員会の評価)

大学での対応から、

- ・平成 29 年 5 月に、キャンパス横断型で 25 のチームで組織する教員養成改革協議会を設置し、中教審答申、教員育成指標、課程認定申請並びに外部委員会及び学生評価委員会の意見への対応を、全学的視点で一体的に推進している。
- ・また、前記「観点 A-29-4」の対応から、学校現場・教育委員会と連携する体制を整備することとしている。

- ・さらに、今後、教育のアセスメント・ポリシーを策定し、教員養成改革協議会の取組を恒常化するPDCAサイクルを確立することとしている。
ことが確認される。

以上のことから、組織的な授業・教育課程の開発を進めるシステム整備が図られると判断でき、当該意見を満たす取組が行われている。

○平成 29 年度

2) 養成する人材像

- ・実践的指導力を備えた教員養成を共通の目標とし教育課程を教員養成課程3キャンパスごとに編成している中で、観点A-29-4にある教育実習の前後での学びの考え方に違いが見られた。特に釧路校では学校現場での学びに重点を置いていることが伺える。このような現状を踏まえ、今後、教員養成課程3キャンパスにおいて実践的指導力について統一すべき点、キャンパスの特色とすべき点を再検証する必要があると考えられた。

(大学での対応)

- ・上で述べたように、アセスメント・ポリシーを策定し、ここ数年で実施してきた授業改善の取組の検証を行い、統一すべき点、キャンパスの特色とすべき点を再検証し、実践力の高い教員の養成を目指していくこととしている。

(本委員会の評価)

大学での対応から、

- ・前記「○平成 29 年度 1) 授業・教育課程」の対応から、平成 29 年 5 月に、キャンパス横断型で 25 のチームで組織する教員養成改革協議会を設置し、中教審答申、教員育成指標、課程認定申請並びに本委員会及び学生評価委員会の意見への対応を、全学的視点で一体的に推進している。
- ・今後、教育のアセスメント・ポリシーを策定し、教員養成改革協議会の取組を恒常化するPDCAサイクルを確立することとしている。
ことが確認される。

以上のことから、新たなPDCAサイクルのもとで検証が進められると判断でき、当該意見を満たす取組が行われている。

(2) 要請区分B 現職研修プログラム開発への参画について

上記要請区分について、平成 27・28 年度に実施した点検及び評価の観点及び現職教員の再教育の在り方にかかる意見ごとの実現状況並びに本委員会の点検及び評価のまとめ(平成 30 年 2 月 28 日分)に対する対応(案)を確認し、今後の意図的・組織的取組状況を踏まえ評価を述べる。

①平成 27 年度点検項目に関する実現状況と評価

OB-27-1 学校経営, 危機管理, 国際理解, 人間尊重の教育の指導についての基礎的・基本的な知識・技能を培う研究が行われているか。

(大学での実現状況)

- ・大学には、学校経営, 危機管理, 国際理解, 人間尊重の教育に関する研究を行っている教員が多数いる。上記の研究のみならず、大学には蓄積している研究・教育資源が多数あるが、その成果を還元する取組が必ずしも十分ではなかった。

そこで大学では、教育委員会等との連携を推進するための窓口を一本化し、緊密に情報交換できる窓口となる地域連携推進室を平成 30 年 4 月に設置した。さらに、教員養成課程, 学科における教育, 研究の特色を生かした社会貢献・地域連携を推進することを目的に、平成 30 年 3 月に設置された大学戦略本部の中に研究戦略チーム及び社会貢献・地域連携チームを設置した。平成 30 年度に大学と北海道教育委員会との協議の下「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」及び「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」を開催し、教員養成・研修のあり方, 各教育局・道立教育研究所と大学との連携のあり方, 教職大学院の改革等に関し協議を行っている。(27対応施策 10)

(本委員会の評価)

大学での実現状況から、

- ・上記の課題にかかる研究を実施している。一部の課題を除き 3 キャンパスに研究する教員の配置が図られている。
- ・平成 30 年 3 月に設置された大学戦略本部の中に研究戦略チーム及び社会貢献・地域連携チームを設置し外部との連携を念頭に置いたマネジメント体制

を構築している。
ことが確認される。

以上のことから、観点にある課題にかかる研究が行われており、その研究成果を、今後、教育委員会と連携し教員養成・研修に繋げていく仕組みが構築され機能していると判断でき、当該観点を満たす取組が行われている。

○平成 27 年度

3) 現職教員の再教育の在り方

- ・現職研修の課題として掲げた事項に関する研究の状況が、確認できた。今回は旭川校のみ回答を得たが、このように偏在して良いものか今後検討を重ねる必要があると考えられた。

(大学での実現状況)

- ・大学には、学校経営、危機管理、国際理解、人間尊重の教育に関する研究を行っている教員が多数いる。上記の研究のみならず、大学には蓄積している研究・教育資源が多数あるが、その成果を還元する取組が必ずしも十分ではなかった。

そこで大学では、教育委員会等との連携を推進するための窓口を一本化し、緊密に情報交換できる窓口となる地域連携推進室を平成 30 年 4 月に設置した。さらに、教員養成課程、学科における教育、研究の特色を生かした社会貢献・地域連携を推進することを目的に、平成 30 年 3 月に設置された大学戦略本部の中に研究戦略チーム及び社会貢献・地域連携チームを設置した。平成 30 年度に大学と北海道教育委員会との協議の下「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」及び「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」を開催し、教員養成・研修のあり方、各教育局・道立教育研究所と大学との連携のあり方、教職大学院の改革等に関し協議を行っている。(27対応施策 10)

(本委員会の評価)

大学での実現状況から、

- ・上記の意見にかかる研究を実施している。一部の課題を除き 3 キャンパスに研究する教員の配置が図られている。
- ・平成 30 年 3 月に設置された大学戦略本部の中に研究戦略チーム及び社会貢献・地域連携チームを設置し外部との連携を念頭に置いたマネジメント体制を構築している。
ことが確認される。

以上のことから、意見にかかる研究について、一部の課題を除き各キャンパスにおいて実施している。今後は研究戦略チームが教育委員会との連携にあたって、キャンパスを連携した取組を展開し、その成果がキャンパスで共有されることとなり、現職研修の課題にかかる偏在はなくなると判断でき、当該意見

を満たす取組が行われている。

②平成 28 年度点検項目に関する実現状況と評価

OB-28-1 学校現場における ICT を活用した授業方法の研究が行われているか。

(大学での実現状況)

- ・大学には、ICT 教育に関する研究を行っている教員が多数いる。ICT 教育のみならず、本学には蓄積している研究・教育資源があるが、その成果を還元する取り組みが必ずしも十分ではなかった。

そこで大学では、教育委員会等との連携を推進するための窓口を一本化し、緊密に情報交換できる窓口となる地域連携推進室を設置した。さらに、教員養成課程、学科における教育、研究の特色を生かした社会貢献・地域連携を推進することを目的に、平成 30 年 3 月に設置した大学戦略本部の中に、研究戦略チーム及び社会貢献・地域連携チームを設置した。平成 30 年度に大学と北海道教育委員会との協議の下「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」及び「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」を開催し、教員養成・研修のあり方、各教育局・道立教育研究所と大学との連携のあり方、教職大学院の改革等に関し協議を行っている。(28対応施策 9)

(本委員会の評価)

大学での実現状況から、

- ・観点にかかる研究を実施している。
 - ・蓄積している研究・教育資源の成果を還元する窓口を一本化し、教育委員会等と緊密に情報交換できる窓口となる地域連携推進室を設置している。
 - ・平成 30 年 3 月に設置された大学戦略本部の中に研究戦略チーム及び社会貢献・地域連携チームを設置し、教育委員会との連携を念頭に置いたマネジメント体制を構築している。
- ことが確認される。

以上のことから、観点にかかる研究を実施している。また、教育委員会との連携を念頭に置いたマネジメント体制を構築し研究成果の展開を意図していると判断でき、当該観点を満たす取組が行われている。

OB-28-2 専門分野や教授法の最新の研究成果が現職教員の支援に還元されているか。

(大学での実現状況)

- 大学の11 附属学校園において、研究大会に加え、教育委員会からの要請に応じ授業力向上研究セミナーや授業観察、合同研修の授業実践交流事業を実施し、附属学校園研究成果を道内の公立学校に還元してきている。

平成29年度には、「附属特別支援学校におけるセンター的機能としての臨床研修会の構築」、「教員養成課程におけるコミュニケーション能力育成のための教育実践プログラム開発」、「へき地における活動を介した学生の教職への意欲向上および児童生徒の学習意欲向上に関する研究」等の学校教育の課題に密接に関わる研究に対して学長戦略経費を配分し、研究を推進した。なお、これらの成果は、学術論文、本学紀要等で公表した。

へき地・小規模校教育の専門的教育及び研究を推進するとともに、他大学や、地域の諸機関と連携しつつ、学校教育や現職教員の実践的活動への支援を行うことを目的として平成30年度当初に「へき地・小規模校教育研究センター」を設置した。

平成30年3月に設置した大学戦略本部の中に教育改革チーム、附属学校戦略チーム、研究戦略チームを置き、3チームが連携し、「大学の研究成果、知見の活用」、「教職大学院と附属との連携」、「附属の研究成果の活用状況の把握」等を戦略課題に掲げ、附属学校園の地域モデル校化を大学全体として取り組む方向で検討を開始した。これらにより、専門分野や教授法の最新の研究成果を現職教員の支援に還元している。(28対応施策10)

- 平成30年3月に設置した大学戦略本部の中に教育改革チーム、附属学校戦略チーム、研究戦略チームを置き、3チームが連携し、「大学の研究成果、知見の活用」、「教職大学院と附属との連携」、「附属の研究成果の活用状況の把握」等を戦略課題に掲げ、附属学校園の地域モデル校化を大学全体として取り組む方向で検討を開始した。上記の研究戦略チームの構成員は、これまでの「研究支援コーディネーター」1名に教員2名を加えた「リサーチ・アドミニストレーター(URA)」(計3名)であり、教員と事務職員の連携等を強化する体制を整えることができた。これらにより、専門分野や教授法の最新の研究成果を現職教員の支援に還元する体制を整えた。(28対応施策11)

(本委員会の評価)

大学での実現状況から、

- 11 の附属学校園における、研究大会、教育委員会からの要請に応じ授業力向上研究セミナーや授業観察、合同研修の授業実践交流事業を実施し、附属学校園研究成果を道内の公立学校に還元している。
- 平成 29 年度に、「附属特別支援学校におけるセンター的機能としての臨床研修会の構築」、「教員養成課程におけるコミュニケーション能力育成のための教育実践プログラム開発」、「へき地における活動を介した学生の教職への意欲向上および児童生徒の学習意欲向上に関する研究」等の学校教育の課題に密接に関わる研究に対して学長戦略経費を配分し研究を推進し、その成果を、学術論文、紀要等で公表している。
- へき地・小規模校教育の専門的教育及び研究の推進及び他大学や、地域の諸機関との連携を含めた、学校教育や現職教員の実践的活動への支援を行うことを目的として、平成 30 年度に「へき地・小規模校教育研究センター」を設置している
- 平成 30 年 3 月に設置された大学戦略本部の中に研究戦略チーム及び社会貢献・地域連携チームを設置し教育委員会との連携を念頭に置いたマネジメント体制を構築している。
- 研究戦略チームの構成員を、これまでの「研究支援コーディネーター」1 名に教員 2 名を加えた「リサーチ・アドミニストレーター(URA)」(計 3 名)体制に拡充し、教員と事務職員の連携等を強化した体制としている。
ことが確認される。

以上のことから、附属学校の研究、学長戦略経費による研究及び「へき地・小規模校教育研究センター」による研究の成果が還元されている。教育委員会との連携を念頭に置いたマネジメント体制を構築し、研究成果の組織的展開を意図していると判断でき、当該観点を満たす取組が行われている。

○平成 28 年度

3) 現職教員の再教育の在り方

- ・今日の「学校現場における教育課題」を取り上げた研究を組織として意識し、教育委員会と連携して現職の再教育が求める「効果的手立て」を示す必要があると考える。

(大学での実現状況)

- ・大学では、教育委員会等との連携を推進するための窓口を一本化し、緊密に情報交換できる窓口となる地域連携推進室を平成 30 年 4 月に設置した。さらに、教員養成課程、学科における教育、研究の特色を生かした社会貢献・地域連携を推進することを目的に、平成 30 年 3 月に大学戦略本部を設置し、同に戦略本部の中に研究戦略チーム及び社会貢献・地域連携チームを設置した。これまでに北海道教育委員会との協議の下、「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」及び「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」を開催し、教員養成・研修のあり方、各教育局・道立教育研究所と大学との連携のあり方、教職大学院の改革等に関し協議を行っている。(28 対応施策 14)

(本委員会の評価)

大学での実現状況から、

- ・蓄積している研究・教育資源の成果を還元する窓口を一本化し、教育委員会等と緊密に情報交換できる窓口となる地域連携推進室を設置している。
 - ・平成 30 年 3 月に設置された大学戦略本部の中に研究戦略チーム及び社会貢献・地域連携チームを設置し、教育委員会との連携を念頭に置いたマネジメント体制を構築している。
 - ・「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」及び「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」を開催し、教員養成・研修のあり方、各教育局・道立教育研究所と大学との連携のあり方、教職大学院の改革等に関し協議している。
- ことが確認される。

以上のことから、学内組織及び教育委員会との連携体制が整備されていると判断でき、当該意見を満たす取組が行われている。

③平成 29 年度点検項目に関する対応と評価

○B-29-1 学校現場の調査により学校現場にある種々の課題を明らかにし、課題に対応した現職研修プログラム等の研究や開発が行われているか。また、現職研修等への支援が行われているか。

《改善を要する点》

- ・各キャンパスにおいて、現職教員の支援を意識した取組が一定数なされているものの、大学総体として、学校現場を課題とした研究や教育現場への成果の還元を意図した取組について、教員養成系大学として相当数の教員が積極的に現場と向き合うような、統一した方針・姿勢が求められる。
- ・教育委員会や PTA などの立場で見た場合、教育大学の人的資源等が活用しにくい現状にある。このため、大学として今後一層、地域との連携を促進するような仕組みを導入することが求められる。
- ・大学が、現職・退職教員と研究者の間の「意見交流」「共同研究」を促進し、現職教員に活用される場となっていくことで、現職教員の再教育拠点として活用されることにつながっていくものと思われる。

(大学での対応)

- ・平成 29 年 8 月に公表された国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」の中で、「国立教員養成大学・学部と教育委員会との教員研修の体系化における連携の度合いは必ずしも強くない」と指摘されている。本学と北海道教育委員会あるいは札幌市教育委員会との連携においても、これまで社会教育主事講習・免許更新講習・教員免許認定講習・道教委を含む四者協議会・学校図書館司書講習等での連携があったが、それら以外の分野では必ずしも強い連携があったわけではない。
- ・そこで大学では、教育委員会等と連携を推進するための窓口を一本化し、緊密に情報交換できる窓口となる地域連携推進室を平成 30 年 4 月に設置した。さらに、教員養成課程、学科における教育、研究の特色を生かした社会貢献・地域連携を推進することを目的に、大学戦略本部の中に研究戦略チームと社会貢献・地域連携チームを設置した。これまでに北海道教育委員会との協議のもと「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」及び「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」を開催し、教員養成・研修のあり方、各教育局・道立教育研究所と大学との連携のあり方、教職大学

院の改革等に関し協議を行っている。

- ・さらに、各キャンパスとキャンパス所在地の各教育局との連携を強化するため、地域連携推進室から各キャンパスに対し、教育行政施策、教育実習・教育実践機会などの7点の施策について、各教育局と協議の機会を持つように通知されているところである。
- ・本学では、これまでも教員養成3キャンパスの英語教育担当教員が連携し、現職教員を対象に「小学校英語育」の実施をサポートする取組を、また、特別支援教育担当教員が連携し、特別支援教育にかかる各種研修会の講師、研究会の助言者を引き受ける等して学校支援及び教員の資質向上に関する取組を行っている。本学には、この他にも蓄積している研究・教育資源があるが、その成果を還元する取組が必ずしも十分ではなかった。そこで、研究戦略チームと社会貢献・地域連携チームを中心に、学校現場にある種々の課題を把握するとともに研究成果の還元を行う体制の整備を進めている。例えば、教育委員会の開催する研修プログラムの内容検討や講師選定等の一助とするため、本学教員の研究テーマ、著書・学術論文、研究発表・講演、社会における活動などを掲載した「研究者総覧（別冊）」の冊子（全724頁）とPDFファイル（CD-ROM）を作成し、道教委に提供している。
- ・本道でも平成35年以降に大量退職・大量採用の時期を迎えることに伴い、年齢構成・経験年数の不均衡が生じ、経験豊富な中堅・ベテラン教員から若手教員への知識・技能の伝承が難しくなることが懸念されている。今後は、教員一人ひとりのキャリアステージに応じた資質・能力の育成・向上が図られるよう、体系的かつ効果的に教員研修を実施すること及び日常的に学び合う校内研修の充実に取り組むことが求められる。このような課題意識を共有し、「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」や「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」の中で、初任段階教員研修から管理職研修に至る教員研修のあり方についても協議を開始した。すでに教育局と独自に連携して研修講座を学校現場で実施しているキャンパスもある。例えば釧路校では、テクニカルサポート事業を釧路教育局と連携して進めており、学校現場からは大変好評を博している。また、各教育局が開催している講座において、各キャンパスの教員が関わっている講座も少なくなく、これらの取組を組織的な連携・協力事業に発展させることができれば、双方に互恵的・互換的な研修講座を充実させることができる。この点についても協議を行っていくこととしている。

(本委員会の評価)

大学での対応から、

- ・学校現場を課題とした研究や教育現場への成果の還元を意図した取組について、大学戦略本部の中に研究戦略チームと社会貢献・地域連携チームを設置し、これまでに北海道教育委員会との協議のもと「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」及び「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」を開催し、教員養成・研修のあり方、各教育局・道立教育研究所と大学との連携のあり方、教職大学院の改革等に関し協議を行っている。
- ・地域との連携を促進するような仕組みを導入することについて、教育委員会等と連携を推進するための窓口を一本化し、緊密に情報交換できる窓口となる地域連携推進室を平成30年4月に設置している。地域連携推進室から各キャンパスに対し、教育行政施策、教育実習・教育実践機会などの7点の施策について、各教育局と協議の機会を持つように通知されている。
- ・現職・退職教員と研究者の間の「意見交流」「共同研究」を促進し、現職教員に活用される場となっていくことについて、研究戦略チームと社会貢献・地域連携チームを中心に、学校現場にある種々の課題を把握するとともに研究成果の還元を行う体制の整備が進められている。また、本学教員の研究テーマ、著書・学術論文、研究発表・講演、社会における活動などを掲載した「研究者総覧(別冊)」の冊子(全724頁)とPDFファイル(CD-ROM)を作成し、道教委に提供している。
- ・釧路校では、学校現場を支援するテクニカルサポート事業を釧路教育局と連携して進めている。
ことが確認される。

以上のことから、学内組織及び教育委員会との連携体制が整備されるとともに、教育委員会との協議、学校現場の課題のリサーチ、研究情報の発信、学校現場への支援事業の実施が開始されていると判断でき、当該観点を満たす取組が行われている。

○平成 29 年度

3) 現職教員の再教育の在り方

- ・一定数の教員が、現職教員の研修等に参画し地域に貢献していることが伺える。今後この活動を大学としてマネジメントし、教育委員会・学校と連携し、優れた研修プログラムの創出と実践に努める必要があると考えられる。
- ・大学として、現職教員の再教育の場としての機能を高めるためには、大学に学校現場の課題解決のための学術知・実践知が集積されるとともに、学校現場がその知を活用できるような仕組みが必要である。たとえば、学校現場を研究フィールドとして得た研究成果を、大学の出版物やホームページの積極的な活用によって発信することに加え、行政や現職及び退職教員等と協力して、シンポジウムや学会を開催する他、行政や現職教員等と共同してジャーナルで研究発表するなどの成果発信の取組を進めることなどにより、現職教員・教育委員会・PTAなどへ、広く情報・教材等を提供する仕組みを構築する必要があると考えられる。

(大学での対応)

- ・現職教員の再教育に資する研究に関しては、本学の第3期(H28~33)中期目標にも掲げており、学校現場の課題解決に資する研究を重点的に支援し、その研究成果を学校現場等に発信することとしている。その研究成果は、本学のWebサイト(重点的に支援する研究プロジェクトを紹介する学術研究ページ、本学の教員を紹介する研究者総覧、大学紀要や研究成果報告書を紹介する学術リポジトリ)で積極的に発信している。
- ・また、個別の研究プロジェクトでは、専用のWebサイトを作成し、情報の共有や発信を行うものもある。今後は、研究成果を現職教員などが享受しやすいように、研究成果のポータルサイトなどを構築していくことを計画している。
- ・また、現職教員には、その成果が、様々な媒体を通して直接届くように工夫している。算数・数学教育プロジェクトでは、本学の研究プロジェクトで作成した授業案の冊子を配布、特別支援教育プロジェクトでは、教材・素材等の電子媒体で提供、理科教育プロジェクト(札幌)では、本学教員が教材を作成し、教員採用前研修活用し、現職教員などの講師と共有する試みも行っている。
- ・今後は、教員一人ひとりのキャリアステージに応じた資質・能力の育成・向上が図られるよう、体系的かつ効果的に教員研修を実施すること等が求められることから、本学と北海道教育委員会の協議の下、開催している「北海道

教育委員会・北海道教育大学の対話の場」や「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」の中で、初任段階教員研修から管理職研修に至る教員研修のあり方について協議していくこととしている。

- ・また、アクティブ・ラーニング、コミュニティ・スクール、カリキュラム・マネジメント、インクルーシブ教育などの新しい学習指導要領の理念に基づき、新しい教育活動の理念と方法を研修することも不可欠である。これらの新しい指導方法は、まだ実践的には未確立であるため、大学の理念的な方向性と学校現場の実践的な方向性が融合されながら、開発を進めていくことが重要になる。これらについても、北海道教育委員会・北海道立教育研究所と連携して、推進していけるよう協議していくこととしている。

(本委員会の評価)

大学での対応から、

- ・北海道教育委員会の協議の下、開催している「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」や「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」の中で、初任段階教員研修から管理職研修に至る教員研修のあり方について協議することとしている。
- ・アクティブ・ラーニング、コミュニティ・スクール、カリキュラム・マネジメント、インクルーシブ教育などの新しい指導方法は、まだ実践的には未確立であるため、これらについて、北海道教育委員会・北海道立教育研究所と連携して、推進していけるよう協議することとしている。
- ・学校現場の課題解決に資する研究を重点的に支援し、その研究成果を Web サイト（重点的に支援する研究プロジェクトを紹介する学術研究ページ、本学の教員を紹介する研究者総覧、大学紀要や研究成果報告書を紹介する学術リポジトリ）で積極的に発信している。
- ・今後は、研究成果を現職教員などが享受しやすいように、研究成果のポータルサイトなどを構築していくこととしている。
- ・算数・数学教育プロジェクトでは、本学の研究プロジェクトで作成した授業案の冊子を配布、特別支援教育プロジェクトでは、教材・素材等の電子媒体で提供、理科教育プロジェクト（札幌）では、本学教員が教材を作成し、教員採用前研修活用し、現職教員などの講師と共有するなど、様々な媒体を通して研究の成果が直接届くように工夫し実施している。
ことが確認される。

以上のことから、教育委員会との連携した研修テーマの検討、Webによる

成果の発信，新たな研究成果のポータルサイトの構築，様々な機会において様々な媒体での研究成果の発信が行われると判断でき，当該意見を満たす取組が行われている。

3 各点検項目の評価を踏まえた本委員会の意見のまとめ

(1) 「要請区分A 平成27年度教員養成課程における実践的教員養成の状況」にかかると評価を踏まえた意見

全ての観点及び授業・教育課程及び養成する人材像等にかかると意見を満たす取組が行われている。

今後、各対応施策を達成することにより、実践的教員養成の改善と強化が図られることとなる。

(※その他改善を要する点などを本委員会でのご意見に基づき記述)

(2) 「要請区分B 現職研修プログラム開発への参画について」にかかると評価を踏まえた意見

全ての観点及び現職教員の再教育の在り方にかかると意見を満たす取組が行われている。また、今後の意図的・組織的取組状況においても教育委員会・学校現場との連携を産み出している。

今後、各対応施策を達成することにより、現職研修プログラム開発への参画について円滑な連携が図られることとなる。

(※その他改善を要する点などを本委員会でのご意見に基づき記述)

以上のことから、北海道教育大学はミッションの再定義が求めた、教育への社会の要請を受け止めた教育改革を着実に進展している。

4 今後の課題

大学が示した対応を，北海道の教育の現状を十分認識した上で取り組まれているかとの観点から振り返り，今後の課題を次に提示する。

1)

2)

(※大学で取り組むことが期待される今後の課題などを本委員会でのご意見に基づき記述)

(関係資料)

- 国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会規則
- 国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会名簿（平成 30 年 4 月 1 日現在）
- (ミッションの再定義)
- (学長の要請)
- 国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会による点検及び評価実施要項（平成 30 年度実施）に基づく点検シート【大学提出分】
- 教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめ（平成 30 年 2 月 28 日分）に対する本学の対応（案）

教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめ（平成30年2月28日分）に対する本学の対応

平成30年12月3日
学 長 裁 定

観点ごとの分析に対する対応

観点A-29-1

教育者としての倫理を身に付ける教育が行われているか。

《改善を要する点》

- ・教職倫理は、現状において、教育実習から採用前の、3から4年次の期間においては、履修すべき授業科目として設置されておらず、複数の実践的科目を履修する中で必要に応じて教職倫理に関する事項が広く取り扱われるという位置づけとなっている。他方で、昨今のコンプライアンスの遵守、情報モラルをはじめ、教職倫理の重要性は高まっており、教育委員会で行う新採用研修等での扱いに任せるだけでなく、大学においても可能な限り、3、4年次において、有識者やケーススタディの活用など、学生が実践に即して理解を深めることができる機会を設けることが望ましい。

《本学の対応》

本学の教育課程は、1年次及び2年次に教員として共通に必要な素養を身につけるための必修科目が集中し、2年次から次第に専攻・分野に特有の科目が増加するという特徴を有する。このため入学後の早い段階で、教員養成3キャンパス共通に「倫理・人権」「情報機器の操作」「教職論」「基礎実習」「教育実習事前事後指導」「(幼・小・中・特・へき地のそれぞれで)教育実習Ⅰ」「教職実践演習」などを必修科目として開設し、これらの科目の中で教員の規範やコンプライアンス、情報モラル、子どもの人権にかかる知識理解が得られるようにしている。3年次後期以降は教員養成課程の全ての学生に共通な必修科目がほとんど設定されていないため、選択科目あるいは授業外の取り組みで現職教員の体験談に触れる機会の提供を行い、あるいは、特別支援教育におけるキャリア形成を考える講座の提供を行い、教員志望の学生の意欲の喚起や心構えの形成に取り組み、教育者としての倫理を身に付けることができるよう考慮した教育を行っている。

しかし、昨今、小中高等学校の教員による不祥事が数多く報道されている現実に鑑み、外部委員会からの指摘にもあるように、教育者としての倫理教育の一層の充実を行う必要があると考えている。上に述べたように、3年次後期以降では、共通に開設される必修科目はほぼないため、教育課程に組み入れることは難しいが、キャリアセンターが実施するキャリア支援講座や就職セミナー、教育委員会と共同開催している採用前ガイダンスや採用前研修、あるいは教職シンポジウムなどの各キャンパスが独自に実施している取り組みを通じて、教員としての職業倫理の一層の醸成に努めていきたい。

さらに、本学では、「北海道教育大学の成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」において、学生指導教員の指導内容等として「修学指導の一環として、生活の指導等を行い・・・」と定めている。今後、「学生指導教員サポートマニュアル」を改訂し、例えば、各学期の始めの学生の履修登録に指導・助言を行う機会を捉え、学生指導教員が定期的に倫理・人権に関わる指導を行うようにしていきたい。

観点A-29-2

新任教員として、今学校現場にある下記の課題をよく理解し取り組むことができる、実践的教育が行われているか。

- ・職務状況と業務改善（チーム学校への対応）
- ・コミュニティ・スクール
- ・外部との連携（適切な情報発信を含む）
- ・ガイドライン等に基づく適切な部活動指導
- ・教員の年齢構成のギャップ

《改善を要する点》

- ・コミュニティ・スクールの運営を柱とする地域連携や、学校マネジメント・学校組織の在り方は、近年の教育行政上の大きなテーマとなっている。これらの課題について、釧路校を除き、教育実習から採用前の、3、4年次の期間において、当該テーマを明示した授業科目は設置されておらず、複数の実践科目を履修する中で必要に応じて教育課題に関する事項が広く取り扱われるという位置づけとなっている。
- ・先述した教育課題の理解はこれからの教員にとって大変重要なポイントであり、教員養成課程3キャンパス共通の考え方のもと、授業で取り扱う必要があると考えられる。このため、今後、より一層の教育課程の改善・充実を図る観点から、釧路校における取り組みを参考としながら、札幌校、旭川校が全体として授業科目や授業内容の中で明示的に取り扱い、有識者や実践例の活用などを進めるなど、より一層の意識的な取組が求められる。

《本学の対応》

・チーム学校への対応及び外部との連携について

従来より、本学の教育課程では「教職論」「基礎実習」「教育実習Ⅰ」「教育実習事前事後指導」「教職実践演習」等の科目を通じて、学校の抱える今日的課題を理解させ、必要な取り組みを身につけられるカリキュラムを提供している。

「教職論」では、教職の意義と教員の職務内容、学校と教職に対する社会の期待について学ぶことを目標としている。現職教員からの具体的な職務内容についての講義とともに、キャンパスによってはスクールカウンセラーや弁護士など学校と連携する立場の人々から実情や課題を聴きそれについて話し合うことで、教職や外部との連携の具体的なイメージをつかむことができる。「基礎実習」「教育実習Ⅰ」「教育実習事前事後指導」では、学校及び教育活動を詳細に観察、記録することで教員の職務についての理解を深めることを目標としている。基礎実習先の管理職から業務の実態等について詳しい説明を受けることもあり、教師としての基本的知識や心構え及び教師の果たす役割を認識し意識を高めることができる内容となっている。また、へき地教育指導法やへき地教育論などはへき地校体験実習の受講条件となっているが、いずれも実際にコミュニティ・スクールやそれを目指す学校の参観、講師招聘を行いながら実施している。さらに、それぞれの環境における学校に応じたカリキュラム・マネジメントや学校経営に触れていることは言うまでもない。

教師の仕事全般にわたる理解を深め、使命や責任を確認し、他の教師との連携等について具体的に学習する機会をも提供している。「教職実践演習」では、他の教職員や保護者、地域との連携・協力する力をつけることはもとより、教職の特殊性を理解し、自らこれらの資質・能力の向上を重ねられるように目標が設定されている。

なお、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の一部が改正され、平成31年度から各科目に含めることが必要な事項が追加された。その中に、「教職の意義及び教員の役割・職務内容」の科目では「チーム学校への対応を含む」ことが求められ、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の科目では「学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む」ことが求められている。本学でも、教員養成改革協議会の中で検討を行い、平成31年度以降入学生に対して、これらの事項を必修科目の中に取り入れることとしている。

・コミュニティ・スクールについて

保護者や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態のコミュニティ・スクールの運営や学校マネジメントには、校長、教頭といった管理職並びに、教育委員会の役割が大きい。しかし、北海道教育委員会の策定した「教員育成指標(スタンダード)」の求める教員像として「学校づくりを担う一員として、地域等とも連携・協働しながら、課題解決に取り組む教員」が掲げられており、養成段階における到達目標が「保護者や地域等との連携の重要性を理解している。」とされていること、また「教職課程コアカリキュラム」にも、「学校教育課程全体をマネジメントすることの意義を理解する。」ことが求められている。養成段階であっても、保護者や地域等との連携や学校の教育課程全体をマネジメントすることの重要性を理解することは必要であり、本学の教育課程においては、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」を含む科目の中で、取り扱っている。また教育フィールド研究や各種の教育実習を通して、その実態を学んでいる。

近年、コミュニティ・スクールの運営を柱とする地域連携や学校マネジメント・学校組織の在り方については、実際に運営を担う教育現場でも様々な課題が指摘されている。例えば、教員にとっては、地域の求めに応じて学校が地域を支援していこうとすると、多忙化に拍車をかけることになりかねない、また、児童・生徒にとっては、地域活動に取り組むこと自体は意義のあることであるが、児童・生徒の「やらされ感」をどう払拭するか、などである。本学では、様々な教育現場の実態に応じて学ぶことができるよう、複数の実践科目を履修する中で、必要に応じて教育課題に関する事項が広く取り扱われるようにするという位置づけをしている。このような状況の中、教員のライフステージを見すえて、それらに関わる内容を教員養成段階で何をどこまで行うのかをとらえる必要がある。

・部活動指導について

教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)で、小学校教員の33.5%、中学校教員の57.7%が週60時間以上勤務、つまり月80時間以上の過労死ラインを超える時間外労働をしているのが明らかとなった。土日の勤務時間については、平成18年度との比較で、勤務時間が増加しており、土日の勤務時間については、中学校において「部活動・クラブ活動」の時間が長いことなども明らかとなった。

このような勤務状況を改善するために、平成29年12月に中央教育審議会が「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」を公表した。この「中間まとめ」を踏まえ、文部科学省は同年同月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめ、さらには、平成30年2月に「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知)」を発出している。この中で、学校における働き方改革のための環境整備として、各教育委員会に対し、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実、外部人材の活用、業務の効率化及び精選等を行うことを求めている。一方、中学校学習指導要領解説総則編(平成29年7月、文部科学省)が指摘するように、「部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高い」ことなども踏まえる必要がある。必修科目である特別活動の指導法や生徒指導の理論と方法ではこれらのことについて取り上げている。北海道教育委員会等と連携し、教育委員会等が取り組むべき方策、各学校が取り組むべき方策、各教員が担う業務の明確化・適正化を図るとともに、北海道教員育成指標で求めている事項を勘案しながら、本学としては適切な部活動の指導のあり方について教育内容を随時見直していきたい。

・授業科目の統一と特色化について

本学では教員養成課程3キャンパス共通に、卒業認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー:DP)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー:CP)を定め、教員養成を行っているが、キャンパスごとに特色を有している。例えば、釧路校では、主に小学校教員を養成し、旭川校では主に中学校教員の養成を行っている。学校種ごとの教職課程の特性が異なる

ため、それぞれのキャンパスで学生に身につけさせるべき資質が必ずしも一致していないのが現状である。しかし、教職課程の編成に当たり参考とすべき指針、すなわち、教職課程コアカリキュラムが策定されたため、教員養成3キャンパスでは、教職課程コアカリキュラムで指定されている科目については、可能な限り共通化に努めた。今後は、コアカリキュラム科目以外でも共通化を図ることができる科目については順次共通化を図っていきたい。

観点A-29-3

生活の乱れ、いじめ及び不登校にかかる生徒指導を実践できる基礎的な技術を身に付ける教育が行われているか。

《改善を要する点》

- ・担当教員に実際に生徒指導の現場の経験がない者がいることから、授業の中で現職教員等に講演してもらうなど、すべての学生が実践事例を理解しつつ生徒指導についての理解を深めることができるよう、一層の教育課程の工夫が求められる。

《本学の対応》

生徒指導の実践的な技量は、教員として身につけていなければならない基礎的な技術であり、本学では「教職論」「生徒指導・進路指導の理論と方法」「教育相談の理論と方法」等の必修科目に加え、選択科目などを通じて身につけられるカリキュラムを提供している。さらに教職実践演習では、全学共通で養成段階における生徒指導にかかわる資質・力量の保証を位置づけている。

「教職論」では、これからの教師に期待されるものとして「子どもたちとどう向き合うか」をテーマとし、日常生活の言動等からいじめの兆候を読み取り、重篤化する前に対処できるような技量を育成する教育を行っている。「生徒指導・進路指導の理論と方法（初等）」では、気になる子どもへの対応や「いじめ」の未然防止、起きたときの対応などについて、実践的な内容を例示しながら講義している。また、「生徒指導・進路指導の理論と方法（中等）」ではいわゆる「中1ギャップ」や思春期の問題行動として反抗や万引きへの対応、いじめ問題への取り組み、児童虐待、体罰について学ばせ、考えさせている。「教育相談の理論と方法」では、児童期の心理発達と心の問題についての理解、教育相談の技法や中学生・高校生の心身の発達といじめ・不登校などの不適応行動について理解させ、生徒の成長を支える教育相談の実践的な技法について学ばせる内容の講義を行っている。

多くの科目では、講義の全部ないしは一部を小中高等学校の教員が担当しているものの、外部委員の指摘のように、臨床的な経験のない大学教員が担当している科目も一部見られる。一方で、平成29年度に実施した本学の「学生生活等実態調査」の報告書によれば、「ほとんどの現職教員は『自身の経験に基づいた』授業しか行っていない。そこには、客観性がなく、(中略)ほかの学校や学級でうまくいく保証はどこにもない」といった批判もある。このことは一方で教員養成段階において、複雑に絡み合う関係の中で行われる生徒指導を学ぶことの難しさを示しているともいえる。一定の技法を学ぶだけで無く、それを支える教師としての資質は現職教員の間でも課題となっている。現場の課題に柔軟に、かつ、適切に対応できる教員を育成するために、教員養成段階で何をどこまで教育していくかを明らかにしていくことが今後の課題である。

本学の教員養成課程3キャンパスに所属する教員のうち、小中高等学校での常勤教員としての経験を有する者が3分の1を占める。これらの中には、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会との協定に基づく人事交流教員も多数着任していることから、今後、これらの教員の経験を生かすとともに、さらには北海道教育委員会や札幌市教育委員会と連携し、いじめや不登校に係る先進的な取り組みを行っている公立小中学校の教員を本学の実地指導講師として招くなどして、実践事例を踏まえながら生徒指導についての理解を深められるよう改善を図りたい。

観点A-29-4

実践力ある初任教員の養成のために、学校現場の課題（観点A-29-1～3を含む）に向かい合った教育実習を構築できているか。また、教育実習の前後を通じてこれらの課題へ対応できる資質、課題の理解及び指導技術の向上を継続しているか。

《改善を要する点》

- ・実習を通じて学生がどのような成長をしているかについて、個々の学生や指導教官が実際の進路指導等にあって活用しているが、教育実習にどのような教育効果があるか、また、教育実習前後を通して、どのように学生が成長していくについて、大学としてどこまで分析ができているか不明確である。このため、ステップアップ・チェックリストの結果について、組織として共有を図り、成果を蓄積し、教育課程を改善していくためのエビデンスとして用いるなど教育内容の改善・工夫のための仕組みが必要ではないか。
- ・また、ステップアップ・チェックリストの結果について、実習校に共有・報告をするような仕組みがあると、実習校にとっても学生が現場でどのような力を伸ばしたいと考えているのかがわかることから、実習プログラムの改善を図ることが可能となる。また、大学からより丁寧なフィードバックがあれば、実習校にとっても、次年度も学生を受け入れていく意欲につながっていくものと考えられる。
- ・教育実習について、ともすると、すべての新しい課題等が、教育実習を通じて学習することを求められる傾向があるが、授業での指導方法をしっかり学ぶという本来の趣旨に即して、教育実習を通じて学ぶべき内容、実践科目の履修を通じて学ぶ内容等について整理する必要があるのではないか。
- ・学校臨床研究、教育実習、卒業論文等の実践系科目について、カリキュラム上の関係性が不明確であり、実践系科目から卒業論文の作成に至るカリキュラムや習得した知識が有機的につながっているとは言いがたい。四年間で学習する内容を踏まえ、学生に参考文献を指示し、教員が相互に授業の情報共有を行ったり、相互の授業の関連性を認識することは重要であると考えられる。
- ・そもそも、大学の単位制度においては、大学生が教室で単に授業を受けるだけでなく、教室外で自主的な学習を行うことを促すことが求められている。単位認定において、授業以外での学習が前提となっている以上、学生が事前・事後に学習すべき内容を指示することや、このような学習をサポートするような仕組みを大学として構築することは重要ではないかと考えられる。
- ・以上述べた取組を通して、教育課程をより体系的なものにしていくための一層の工夫が求められる。

《本学の対応》

・教育実習について

本学の教員養成課程を有する3キャンパスは附属小・中学校を、旭川校ではこれらに加えて附属幼稚園を擁するが、附属校園のみでは教育実習生全体を受け入れることが難しい状況にある。このため、キャンパス所在地近隣の公立小・中学校等に教育実習生の受け入れ協力を要請しているが、教育実習生を受け入れるか否かは各学校の判断に委ねられている。近年、公立

小・中学校の教員は非常に多忙になってきており、時間的・精神的なゆとりがなくなってきている。このような状況にありながら、学校関係者は社会的な使命を感じて教育実習生を受け入れているのが現状である。このような状況の中、実習協力校に対して多くを求めることは困難ではあるが、実践力のある教員養成を目指し、連携協力校との意見交換を密に行い、実習のあり方を見直していきたい。

平成29年12月に策定された「北海道における『教員育成指標』」にはキャリアステージ毎に求められる資質・能力が記載されており、「初任段階」に求められる資質・能力は「養成段階」に比し、より高度なものとなっている。このことは、「採用前ガイダンス」や「新採用教員研修」、あるいはOJTを通じて高度化が図られることを意味している。今後、大学の役割と北海道教育委員会等の役割について、また、両者の連携・協力のあり方について密に意見交換を行っていきたい。

現在、特に旭川地区では、中学校での教育実習の受け入れ校が絶対的に不足しており、平成31年度には全実習生のおよそ2割にあたる60名程度が母校実習に頼らざるを得ない状況にある。母校実習の場合、学生の所属するキャンパスから遠隔地の場合が多く、実習期間を通じて学生指導教員による細やかな指導が行えない現実がある。教育実習受け入れ校の拡大について、本学としても努力しているが限界があるため、教育委員会と改善に向けた協議を行いたい。また、北海道教員育成協議会では今後平成34年度から36年度にかけて教育実習の内容面の充実を検討する計画案があるので、これに呼応し、連携することで、本学の教育実習も見直していきたい。

・ステップアップ・チェックリストについて

「北海道における『教員育成指標』」が策定されたことを受け、本学では卒業認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー：DP)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー：CP)の改訂作業を行っている。これに伴い、今後ステップアップ・チェックリストの内容を見直す予定である。

大学における教育の質を保証するために、「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」等が認証評価の対象とされることとなった。本学としては、教育の質保証を行うために、学生の学習成果を把握する必要があるため、その一手段としてステップアップ・チェックリスト等を利用する方向で検討を進めたい。

・教育課程の体系化と単位の実質化について

本学では、平成27年度に向けた教育課程改革の際、授業科目の科目区分とその目的を明確にするとともに、教育課程の構造図を提示し、科目間の系統性、往還性を示してきた。しかし、相互の授業の関連性が見えにくいとの指摘があるため、改善に向けて検討を行っている。本学の教員養成改革協議会の中で、カリキュラム・ツリーや科目ナンバリングの導入について検討を行っており、科目間ないしは科目群間の関係性、体系性、順次性の明確化を目指している。また、シラバスの中に、関連する科目の記入欄を設け、事前あるいは事後に履修すべき科目を記載できるように改善を図っている。

上でも述べたが、現在CPの見直しを行っているところであり、「教育課程の実施の方針」の中で、シラバスに含めるべき項目「授業計画」の中に「事前・事後の学習を含む」ことを求め、単位の実質化に努める。

観点B-29-1

学校現場の調査により学校現場にある種々の課題を明らかにし、課題に対応した現職研修プログラム等の研究や開発が行われているか。また、現職研修等への支援が行われているか。

《改善を要する点》

- ・各キャンパスにおいて、現職教員の支援を意識した取組が一定数なされているものの、大学総体として、学校現場を課題とした研究や教育現場への成果の還元を意図した取組について、教員養成系大学として相当数の教員が積極的に現場と向き合うような、統一した方針・姿勢が求められる。
- ・教育委員会や PTA などの立場で見た場合、教育大学の人的資源等が活用しにくい現状にある。このため、大学として今後一層、地域との連携を促進するような仕組みを導入することが求められる。
- ・大学が、現職・退職教員と研究者の間の「意見交流」「共同研究」を促進し、現職教員に活用される場となっていくことで、現職教員の再教育拠点として活用されることにつながっていくものと思われる。

《本学の対応》

平成29年8月に公表された国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」の中で、「国立教員養成大学・学部と教育委員会との間の教員研修の体系化における連携の度合いは必ずしも強くない」と指摘されている。本学と北海道教育委員会あるいは札幌市教育委員会との連携においても、これまで社会教育主事講習・免許更新講習・教員免許認定講習・道教委を含む四者協議会・学校図書館司書講習等での連携があったが、それら以外の分野では必ずしも強い連携があったわけではない。そこで本学では、教育委員会等と連携を推進するための窓口を一本化し、緊密に情報交換できる窓口となる地域連携推進室を平成30年4月に設置した。さらに、教員養成課程、学科における教育、研究の特色を生かした社会貢献・地域連携を推進することを目的に、大学戦略本部の中に研究戦略チームと社会貢献・地域連携チームを設置した。これまでに北海道教育委員会との協議のもと「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」及び「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」を開催し、教員養成・研修のあり方、各教育局・道立教育研究所と本学との連携のあり方、教職大学院の改革等に関し協議を行っている。さらに、各キャンパスとキャンパス所在地の各教育局との連携を強化するため、地域連携推進室から各キャンパスに対し、教育行政施策、教育実習・教育実践機会などの7点の施策について、各教育局と協議の機会を持つように指示しているところである。

本学では、これまでも教員養成3キャンパスの英語教育担当教員が連携し、現職教員を対象に「小学校英語育」の実施をサポートする取り組みを、また、特別支援教育担当教員が連携し、特別支援教育にかかる各種研修会の講師、研究会の助言者を引き受ける等して学校支援及び教員の資質向上に関する取り組みを行っている。本学には、この他にも蓄積している研究・教育資源があるが、その成果を還元する取り組みが必ずしも十分ではなかった。そこで、研究戦略チームと社会貢献・地域連携チームを中心に、学校現場にある種々の課題を把握するとともに研究成果の還元を行う体制の整備を進めている。例えば、教育委員会の開催する研修プログラムの内容検討や講師選定等の一助とするため、本学教員の研究テーマ、著書・学術論文、研究発表・講演、社会における活動などを掲載した「研究者総覧（別冊）」の冊子（全724頁）とPDFファイル（CD-ROM）を作成し、道教委に提供している。

本道でも平成35年以降に大量退職・大量採用の時期を迎えることに伴い、年齢構成・経験年数の不均衡が生じ、経験豊富な中堅・ベテラン教員から若手教員への知識・技能の伝承が難しくなることが懸念されている。今後は、教員一人ひとりのキャリアステージに応じた資質・能力の育成・向上が図られるよう、体系的かつ効果的に教員研修を実施すること及び日常的に学び合う校内研修の充実に取り組むことが求められる。このような課題意識を共有し、「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」や「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」の中で、初任段階教員研修から管理職研修に至る教員研修のあり方についても協議を開始した。

すでに教育局と独自に連携して研修講座を学校現場で実施しているキャンパスもある。例え

ば釧路校では、テクニカルサポート事業を釧路教育局と連携して進めており、学校現場からは大変好評を博している。また、各教育局が開催している講座において、各キャンパスの教員が関わっている講座も少なくなく、これらの取り組みを組織的な連携・協力事業に発展させることができれば、双方に互恵的・互換的な研修講座を充実させることができる。この点についても協議を行いたい。

II 今回の点検及び評価のまとめ

このたびの点検及び評価は、学長からの要請である実践的教員養成の状況と現職研修プログラムの参画に基づき、今の学校現場が新任教員に求める、備えておいてほしい資質の養成、課題の理解及び指導技術の養成並びに学校現場の課題の発見と対応をテーマとして観点を設定し実施した。その結果の総括は以下とおりである。

1) 授業・教育課程

- ・実践系科目を中心とする教育課程について確認を行ったところ、実践力の育成に向けて、全学統一された方針のもとに系統的に編成されており、個々の観点にある力について、履修していく中で身に付けることができるよう、考慮された教育が行われている。
- ・今後、より一層、組織的な授業・教育課程の開発を進めるとともに、限られた修得単位数・授業時間の中で、様々な学校現場の課題に対応できる力を身に付けさせることには制約があるので、今の学校現場の課題の十分な分析のもとに教育内容を精選し、効果的に授業科目に配置することや、授業外での課題の指示や参考文献の活用、学生の自習を支援する仕組みの整備や、1～4年次における授業科目の相互の内容の関連づけなどを行い、学生の教育の充実・改善の取組の必要があると考えられる。
- ・また、教育実習を通じて主に学習すべき内容とそれ以外の実践系科目を通じて主に学習すべき内容について整理することも必要である。

《本学の対応》

平成29年度に本学内に設置した教員養成改革協議会の各チームで、平成31年度からの教育課程での実施に向けて、教育内容・科目の精選、自学自習の推進、科目間の連携・体系性の可視化に向け、シラバスの記載内容、科目ナンバリングの付与方針、専攻単位でのカリキュラム・ソリーの作成方針について検討を行っているところである。

また、平成31年度末までに、教育の質保証に向けたアセスメント・ポリシーを策定し、ここ数年で実施してきた授業改善の取り組みを恒常化するためのPDCAサイクルを確立する方向で検討を進めている。

2) 養成する人材像

- ・実践的指導力を備えた教員養成を共通の目標とし教育課程を教員養成課程3 キャンパスごとに編成している中で、観点A-29-4にある教育実習の前後での学びの考え方に違いが見られた。特に釧路校では学校現場での学びに重点を置いていることが伺える。このような現状を踏まえ、今後、教員養成課程3 キャンパスにおいて実践的指導力について統一すべき点、キャンパスの特色とすべき点を再検証する必要があると考えられた。

《本学の対応》

上で述べたように、アセスメント・ポリシーを策定し、ここ数年で実施してきた授業改善の取り組みの検証を行い、統一すべき点、キャンパスの特色とすべき点を整理し、実践力の高い教員の養成を目指していきたい。

3) 現職教員の再教育の在り方

- ・一定数の教員が、現職教員の研修等に参画し地域に貢献していることが伺える。今後この活動を大学としてマネジメントし、教育委員会・学校と連携し、優れた研修プログラムの創出と実践に努める必要があると考えられる。
- ・大学として、現職教員の再教育の場としての機能を高めるためには、大学に学校現場の課題解決のための学術知・実践知が集積されるとともに、学校現場がその知を活用できるような仕組みが必要である。たとえば、学校現場を研究フィールドとして得た研究成果を、大学の出版物やホームページの積極的な活用によって発信することに加え、行政や現職及び退職教員等と協力して、シンポジウムや学会を開催する他、行政や現職教員等と共同してジャーナルで研究発表するなどの成果発信の取組を進めることなどにより、現職教員・教育委員会・PTAなどへ、広く情報・教材等を提供する仕組みを構築する必要があると考えられる。

《本学の対応》

現職教員の再教育に資する研究に関しては、本学の第3期（H28～33）中期目標にも掲げており、学校現場の課題解決に資する研究を重点的に支援し、その研究成果を学校現場等に発信することとしている。その研究成果は、本学のWebサイト（重点的に支援する研究プロジェクトを紹介する学術研究ページ、本学の教員を紹介する研究者総覧、大学紀要や研究成果報告書を紹介する学術リポジトリ）で積極的に発信している。また、個別の研究プロジェクトでは、専用のWebサイトを作成し、情報の共有や発信を行うものもある。今後は、研究成果を現職教員などが享受しやすいように、研究成果のポータルサイトなどを構築していくことを計画している。また、現職教員には、その成果が、様々な媒体を通して直接届くように工夫している。算数・数学教育プロジェクトでは、本学の研究プロジェクトで作成した授業案の冊子を配布、特別支援教育プロジェクトでは、教材・素材等の電子媒体で提供、理科教育プロジェクト（札幌）では、本学教員が教材を作成し、教員採用前研修活用し、現職教員などの講師と共有する試みも行っている。

今後は、教員一人ひとりのキャリアステージに応じた資質・能力の育成・向上が図られるよう、体系的かつ効果的に教員研修を実施すること等が求められることから、本学と北海道教育委員会の協議の下、開催している「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」や「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」の中で、初任段階教員研修から管理職研修に至る教員研修のあり方について協議していきたい。

また、アクティブ・ラーニング、コミュニティ・スクール、カリキュラム・マネジメント、インクルーシブ教育などの新しい学習指導要領の理念に基づき、新しい教育活動の理念と方法を研修することも不可欠である。これらの新しい指導方法は、まだ実践的には未確立であるため、大学の理念的な方向性と学校現場の実践的な方向性が融合させながら、開発を進めていくことが重要になる。これらについても、北海道教育委員会・北海道立教育研究所と連携して、推進していけるよう協議していきたい。

以上

平成30年度教員養成改革推進外部委員会審議
等スケジュール

平成30年12月17日現在

- 4月17日 第18回外部委員会：意見のまとめ方
- ・授業視察 (鉦路校：5月22日)
- 5月17日 第18回外部委員会：実施要項
- ・点検依頼 (5月17日)
 - ・点検報告 (9月28日)
- 10月12日 第19回外部委員会：規則第5条第1項に基づく、
本委員会との意見交換（平成29年度分）の実施、
意見のまとめ
- ・他大学視察 (宮城教育大学：11月27日)
- 12月17日 第20回外部委員会：報告書（案）
- 12月26日 第21回外部委員会：報告書
- ・意見の報告 (12月末日)